



# 男女平等に向けた 政治資金調達

民主主義・選挙支援国際研究所  
／ 笹川平和財団

## POLITICAL FINANCE



# 男女平等に向けた 政治資金調達

民主主義・選挙支援国際研究所／笹川平和財団





# 目次

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| まえがき .....                  | 4 |
| 政治における女性：男女平等に向けた資金調達 ..... | 7 |



## まえがき

笹川平和財団は、2015年4月より、民主主義・選挙支援国際研究所 (IDEA) と協力し、多様性のある政治リーダーシップの促進のために、女性議員を増やすための各国の取り組みを調査するプロジェクトを開始した。本文献は、その調査の1つとして、笹川平和財団が IDEA の文献を日本語に翻訳したものであり、IDEA からは 2014 年に *Funding of Political Parties and Election Campaigns: A Handbook on Political Finance* と題して出版されている。そのうち、Chapter 9「政治における女性：男女平等に向けた資金調達提供」を抜粋している。

女性議員がなかなか増えない理由の1つとして、女性が男性と比較し、選挙活動や政治活動のための資金調達が困難である点が挙げられている。女性が直面している社会的、経済的、制度的障壁に加え、資金を持つネットワークは男性が中心であることも多く、女性はそのネットワークへのアクセスが制限されていることが要因とも言われている。昨今の選挙活動費はどんどん高額となっており、これが女性たちの出馬を躊躇させているとの見方がある。さらに、女性が立候補を決めるまでの心理的な壁として、「政治が汚い」との認識があることもしばしば指摘される。日本においても、「政治とカネ」の問題がしばしば報道され、大物政治家の賄賂や不正献金が話題となる。事実はどうあれ、政治が「汚職にまみれた世界」との認識は、女性に政

政治家になることを思いとどまらせているかもしれない。

海外では、女性の選挙資金調達にかかわる課題を克服するため、さまざまな取り組みがなされている。交付金によるクォータ制の施行や、女性候補者への補助金、供託金の一部免除などである。日本においては、政党助成法が1994年に可決され、所属国会議員が5人以上の政党もしくは所属国会議員が1人以上でかつ前回の衆議院総選挙、前回・前々回の参議院通常選挙のいずれかにおける得票率が2%以上の政党に対し、政党交付金を交付している。政党交付金の総額は、250円×日本国民の人口総数であり、各政党に対し、所属国会議員数、衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙の得票数に応じて分配されている。しかし、政党交付金の使途に関して、ジェンダーの観点から議論されたことはほとんどない。政党交付金など政治資金の効果的な活用については、今後さらなる議論が求められている。

本稿は、政治資金の調達が女性の政界進出にどのような問題となっているか、どのような政治資金の規制や活用が男女平等の政治参画に資するか、説明するものである。また、政治活動や選挙活動にかかる資金が高額になっている中、それがいかに女性候補者や女性政治家に不利に作用するかを明らかにしている。その上で、資金面における過度な男女格差を改善し、機会均等を図るためには、どのような取り組みが可能なのか、各国の取り組みを交えて検討している。政治資金関連法は、通常ジェンダーに中立な規制であるが、それらの法律がいかに男女格差の改善に資するものであるか、またクォータ制との相乗効果をもたらす資金面での仕組みにはどのようなものがあるか、



併せて分析している。

本ハンドブックが、日本の政界における女性の活躍の重要性を促し、女性議員を増やす取り組みを後押しするものになることを強く願っている。

最後に、本プロジェクトの実施にあたって、多大な協力をいただいたすべての方々と機関に謝辞を申し上げる。とくに、IDEA からは 2016 年 2 月に来日し、各ステークホルダーに多大な知見を共有してくださったリーナ・リッキラ・タマン氏（アジア太平洋支部長）、ルンビッザイ・カンダワスビカ・ヌンデュ氏（シニア・プログラム・マネージャー）と本文献の翻訳にあたり、多大なご協力をいただいた上智大学法学部三浦まり教授、東京大学社会科学研究所スティール若希准教授に心から感謝する。

笹川平和財団

堀場明子・新井里彩・植田晃博



# 政治における女性： 男女平等に向けた 資金調達

ジュリー・バリントン／ミュリエル・カハン\*

## 序

資金調達は政治において重要な役割を担っている。選挙運動に高額のコストがかかることは、政治においてすべての人に平等な競争機会が保証されていない場合があることを意味している。財政手段、潤沢な資金を持つネットワーク、後援者、政党の支援を有する人びとは、それらを持たない人びとに対して極めて有利な立場にあり、前者が公職を得るために争い、勝利する可能性は大きい。政治資金が女性候補者および選挙に与える影響は、極めて明白である。

---

\* 著者のジュリー・バリントンは政治参加についての政策顧問。ミュリエル・カハンは、国連女性機関のリーダーシップおよびガバナンス部門のプログラマアナリスト。実習生ケイトリン・ホッピングが本研究を補助した。



「女性の選挙を容易にし、政治参加を向上させる必要不可欠な要素の1つが資金です。リベリアでは資金が鍵になります。潜在的投票者を集会に連れていき、食事を提供し、ピラやTシャツを印刷し、そして何よりも彼らの時間を買うために金銭を渡すのです。そのためには十分な資金が必要になります。候補者たちは、選挙運動チームに給与を支払い、彼らの士気を維持する必要もあります。私たちの選挙過程全体は商業化されており、資金を持つものがもっとも票を集めるのです。」

セルエ・コナ・ガルロ、リベリア女性 NGO 事務局長

2013年に女性が国会の議席を占める割合は世界全体で21%<sup>i</sup>であり、民主主義・選挙支援国際研究所（International IDEA）の『Political Finance Handbook（政治資金ハンドブック）』が初めて発行された2004年の15%から上昇している。2013年時点において、8名の女性が選挙で選ばれた国家元首を務め、13名が政府の長を務めている。地方政府への女性の参加については基準となる国際的な測定値はないが、地方における女性議員の割合は国会のそれをかなり下回るのではないかと予想される。

制度的および法的障壁はあらゆるレベルで存在し、さまざまな形態を取る。家父長的に規定された「女性の役割」、女性に対して不利に作用する選挙制度、政党からの支援の欠如などである。その中でもっとも重要な障壁は、政治資金である。<sup>1</sup>

本稿は政治資金の競争的な現状をジェンダーのレンズを通して分析する。政治資金が女性候補者にいかに特別な困難をもたらしているかについて概要を述べた後で、法制化により機会均等の促進を図る手段とそれ以外の手段について説明する。また、政治資金という分野で生まれつつあるいくつかの新しい取り組

みを説明し、この問題に関するより体系的な研究を勧める。少数の発展した民主主義国を除き、女性の資金調達および支出について男性と比較した経験的データは極めて限られているが、例えば、公開された財務状況を性別にまとめなおした報告は、この部分を補えるかもしれない。同様に、この分野において制定された法律はまだ新しく、その効果は十全に評価されていない。女性の政治参加についての国際的規範となる大きな枠組に準拠して、女性と政治資金に関する国際的に合意された指標が開発されれば、このテーマに関する将来の分析は強化されるだろう。

## 政治参加に関する規範的枠組

女性の政治参加について規範となる枠組は、多くの人権および参政権についての宣言・条約・決議から得られる。その中でもっとも重要なのは、「女子差別撤廃条約（CEDAW, Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）」である。この条約は、女性の公生活・政治生活に参加する平等な権利を明示し、その権利には公的に選ばれるあらゆる機関への被選挙権ならびに政策の作成および実行への参加が含まれている。<sup>2</sup> 同条約は、国内の政治生活・公生活における女性に対する差別を撤廃するため、臨時特別措置を含むあらゆる適切な措置を取るよう締約国に求めるものである。

臨時特別措置の意味とその範囲は、女子差別撤廃委員会的一般勧告第 25 号（2004 年）でより詳細に述べられており、資源配分、優遇措置、女性にターゲットを絞った採用および昇進、

期限やクォータ制に関連する数値目標を含む法律・執行・行政上などの規制手段、政策、実践が含まれるよう広く定義されている。「ある状況下では、このような差異に対処するために、女性と男性との間で異なる処遇が要請される。実質的平等という目標の追求は、女性が十分に代表されていないという問題の克服を目指す効果的戦略を求め、ジェンダー間の資源と権力の再分配を求める」。

臨時特別措置のうち、もっとも広く採用されている法律は、選挙におけるジェンダークォータ制であり、選挙における女性候補者の割合を高めるために具体的な目標を設定したり、立法府において女性の議席を確保したりする。

2014 年時点では、世界の三分の一にあたる合計 64 ヶ国がクォータ制を法制化している。それだけでなく、現在、男女平等という基準に従い、差をつけて公的資金を配分する法律を採択する傾向も高まっており、これについては以下で詳しく論じる。女子差別撤廃委員会の勧告第 25 号は、このような措置にとっての法的基盤となり、政治的競争における機会平等を促進している。

「北京宣言及び行動綱領」（1995 年）、「女性の政治参画に関する国連総会決議 66/130」（2011 年）などの宣言や条約もさらなるインセンティブとなっている。これらは各国政府に対し、選挙または任命によって就任可能なあらゆるレベルの公職において、女性の数を大幅に増加させる措置を取るように求めるものである。このような国際条約の締約国は、政党、選挙管理委員会、政治資金の規制を監視・監督する機関などさまざまな団体

を横断する形で、これらの義務を遵守・実行する責任を共有している。

## 政治資金：重要な諸問題

しかしながら、この分野における新しい取り組みにもかかわらず、政治資金は依然として女性が政治に参入する上での最大の障壁の1つである。女性の政治参入にとってもっとも強力な制約が選挙運動資金の不足であることが、2009年の列国議会同盟（IPU）による国会議員300名の調査によって判明した。<sup>3</sup> これはUN Womenが2013年に実施した研究からも確認された。80%を超える回答者が、女性の政界参入にとっての最大の困難の1つとして資金調達手段の欠如を挙げたのである。<sup>4</sup> 同研究は、ジェンダーによる分業や、政治に関わる女性に対する否定的な固定観念によって資金調達が難しくなっていることも指摘している。もちろん政治資金に関する困難は男性にも当てはまるが、女性の方が大きな困難に直面することが多い。その理由には、制度的障壁および選挙運動の種類などが相互に関連している。

## 制度的障壁

女性の政治参加に影響する諸要因は、社会・経済の発展水準、文化、教育、地理、政治制度の種類によって異なる。<sup>5</sup> 公職に就くために競う女性、あるいは公職にある女性には、階級、カースト、人種、民族、経済的・社会的地位に基づく大きな違いがあり、そのすべてが政治家としてのキャリアを追求する上での

決定要因となりうる。加えて、国家の選挙制度のあり方が候補者中心であるか政党中心であるかも、候補者が資金を調達する際の要件に影響を与えるだろう。

## 社会経済的地位

一国の社会経済的環境は、民主主義が成熟している場合でも発展途上にある場合でも、女性の政界への参加に影響する。女性の政治参加と家庭外で働く女性の割合との間には、相関関係が存在するからである。成熟した民主主義国では家庭外で働く女性の数が増え、女性の社会的役割に対する考え方が変化するため、女性の政治的機会も増大するのである。<sup>6</sup> 特に、労働組合および職能団体における女性の存在感が増し、スキルを高める機会、政界での成功に必要なネットワークを構築する機会が女性に与えられるようになった。とはいえ、あらゆる国において経済的地位におけるジェンダー間の格差は依然として大きく、給与、雇用、昇進および貧困の女性への偏向は男女の間に存在する格差を反映している。<sup>7</sup>

女性の経済的地位が低いという状況は、（特に途上国において）貧困状態で暮らしている女性の数、低い土地所有率、高い無償労働率などいくつかの尺度によって評価可能である。女性が介護や子育てや家事労働に費やす時間は男性と比較するとあまりに大きく、少なくとも男性の2倍の時間を無償の家事労働に割いている。<sup>8</sup> 介護や子育てに関する労働は概して無償であり、それは女性が有する資源が男性よりも少ないことを意味している。女性の仕事はまた、非公式経済に集中しており、それ

---

は多くの場合規制されておらず、雇用の保証は不安定で、賃金も低い。2011年には、サハラ以南アフリカ、オセアニア、南アジアで働く女性の80%以上が不安定な労働に従事していると推定された。<sup>9</sup>

ほとんどの国で女性の社会経済的地位が低いことは、女性たちが政界での成功を追求するための経済的自立を欠いている可能性を示唆する。男性が「稼ぎ手」として期待される価値観の下では、男性は自分自身のための資金調達に慣れている一方で、女性は伝統的に私的領域に追いやられてきた。女性は政治資金が家計におよぼす負担を恐れるかもしれない。また、自分自身のために資金を調達したとしても、生活費に資金を使うことに慣れきっているかもしれない。とりわけ途上国では、女性が少額の供託金すら払えないために、女性が選挙過程から排除される可能性がある。

通常、新しく作られた政党あるいは国会議員を有さない政党は、(交付金を提供する国において)多くの場合、交付金を得る資格がないため、政治資金に関する困難をもっとも強く感じている。このような場合、女性候補者は自分で資金を調達しなくてはならず、交通費、選挙運動資料などの必需品にかかる経費がとりわけ問題となりうる。特に農村部では、有権者に接触するための交通費は非常に高額となる。<sup>10</sup>

「温かな気質を持つ女性は伝統的に男性よりも低い経済的地位に置かれています。このことは女性の政治的リーダーシップに2つの結果をもたらしているのです。(1) 女性の方が供託金の支払いに必要な金額を貯蓄することが難しく、(2) 選挙運動に必要な財政支援を生み出す職業上・事業上のネットワークも持っていません。」<sup>11</sup>

リザ・ペイカー、英連邦女性国会議員連盟議長

## 選挙制度

選挙制度はあらゆる国においておそらくもっとも重要な政治的・制度的検討事項であり、ガバナンス、政党制度、議会が民意を反映する程度等の分野にも広く影響をおよぼす。選挙区制のような候補者を中心とする制度では、候補者はしばしば自ら選挙運動資金を調達しなくてはならない。一般的に選挙運動には資料やメディア露出のための高額な費用が伴うので、これは特に高くつく可能性がある。対照的に比例代表制では、主に政党が選挙運動の責任を担うので、候補者個人の費用負担が軽減される場合がある。そのため、女性候補者にとって望ましいと考えられている。例えばタンザニアのように、わずかな財源しか持たない女性たちは、非常に高い費用がかかる小選挙区ではなく、比例代表名簿を通じて女性に割り当てられている議席での出馬を好んでいる。<sup>12</sup> 長い選挙期間、二回投票制の実施なども、女性に過度の経済的負担を強いる可能性がある。



## 選挙運動の種類

必要とされる資金は選挙周期を通じて変動する。女性の立候補能力に資金が直接影響する重要な段階が2つ存在する。政党の予備選挙または公認指名に勝つための資金調達（初期資金を含む）、および選挙運動のための資金調達である。

### 政党の予備選挙に勝つまたは公認指名を得る

議員職につけるかどうかは、政党から候補者として選出または公認指名されるかどうかにかかっている。候補者の公認指名のプロセスは政治制度に応じて変わるが、候補者中心的な制度の下で公認指名されるためには、多くの場合、政党の予備選挙で勝利を収める必要がある。また、党の執行部や党内部の選挙委員会またはそれらに相当する組織による選定もある。候補者「選定」の基準には、政党内での地位・立場、知名度、経歴、財源、ネットワークが含まれるだろう。

政党予備選挙は、意欲的な候補者が競争相手に勝とうと多額の資金を集めるために、想像を絶するほど高い費用がかかる可能性がある。マラウイの女性代議士の1人は、「予備選挙の方が国政選挙よりも高くつく。なぜなら議席の獲得は予備選挙にかかっているからだ。これは今日における最大の困難である」<sup>13</sup>と述べている。高位の公職になるほど、かかる費用は高額となる。2008年アメリカ合衆国大統領民主党予備選挙の主要候補者2名は、公認指名争いでおよそ10億米ドルを支出した。<sup>14</sup> 予備選挙にかかった費用があまりに高額であったため、公認指名のための選挙運動に費やす資金の総額に制限を設ける勧告が出たほ



どであった。

候補者を最初に選定することも、選挙で選ばれる職に就こうとする女性にとって大きな障害となりうる。その理由の1つは、党の公認指名を勝ち取る上で初期資金が重要だからである。初期資金とは、立候補のための運動を開始する上で必要な初期費用であり、それにはメディアに露出し、知名度を高め、遠征を行い、選挙運動チームを組織することが含まれる。<sup>15</sup> 選挙運動の初期費用の多くは、しばしば候補者自身によって負担されている。公認指名を勝ち取れば政党からの支援が増加する可能性があり、認知度が高まればさらなる資金源が得られる可能性がある。<sup>16</sup> しかし、初期の自己資金の調達は、経済的地位の低い多くの女性にとって大きな障害となることがある。

## 選挙運動の資金調達

党からの公認指名を勝ち取った後、候補者は第二の選挙運動のための資金調達が必要になる場合がある。選挙制度の種類、政治資金規制、交付金の有無、党規則によって、選挙運動は大きく異なる。候補者名簿に基づく政党中心の制度においては、党が選挙運動を主導するので、追加資金を集めるよう候補者にかかる圧力は、候補者中心の選挙区制よりも小さいかもしれない。多くの国において、議席を勝ち取ることは、しばしば対抗馬よりも多くの資金を集めることとつながっている。このことは、選挙運動費用が候補者1人当たり数百万ドルにまで達するアメリカ合衆国で、十分に立証されている。<sup>17</sup>

とりわけ高額な出費が必要となりうる状況には、以下のものがある。<sup>18</sup>

- 選挙での勝利が多くの有権者と接することにかかっている場合
- 選挙制度が選挙区制である場合、または個人の人物中心政治の伝統が根強い場合
- 非拘束名簿あるいは自由名簿が存在し、名簿内での順位争いが発生する場合
- 選挙運動のための政党の財政手段が限られている場合
- 縁故・派閥主義が、競争において重要な役割を果たす場合<sup>19</sup>  
(縁故・派閥主義：政治的支援と引き換えに、サービス・物品・金銭を分配する巨大な地域ネットワークの構築と維持を要請する非公式な政治実践)

選挙運動への支出額は世界中で大きく異なる。2012年のインド・ウッタラプラデーシュ州における選挙費用は、30～50億米ドルと推定されている。2010年のブラジルにおける選挙の候補者は全員で20億米ドルを費やしたと推定されている。2009年の日本における選挙運動には推定7億8000万米ドルがかかった。支出が少ない国としては、2010年総選挙の費用が9100万米ドルであった英国、2011年の選挙の費用が7000万米ドルであったとされるロシアなどがある。<sup>20</sup> しかしながら、性別ごとにまとめられた資金調達や支出に関する情報は入手できず、女性候補者と男性候補者の支出の比較は困難となっている。

## 資金集めの障壁

党の公認指名を勝ち取り、選挙で戦うために必要な資金調達において女性が直面する障壁は、十分に立証されており、例えば、資金力のあるネットワークや名声を手に入れにくいこと、ならびに縁故・派閥主義の政治などが挙げられる。長期にわたる選挙期間も、家族に対する責任と育児費用との兼ね合いで、女性に出馬を躊躇させている可能性がある。場合によっては、選挙運動が安全に行われなかったために追加費用が発生する可能性もある。とりわけ紛争終結後の国や暴力を伴う選挙においては、候補者が自身の安全を確保しなくてはならないからである。

## 選挙運動のための支出と資金調達

資金調達に際して、女性は、政党内部および民間資金の双方において、壁にぶつかる可能性がある。ブライアンとベアが執筆した論文では、「アフリカ南部のとある国の女性国会議員は、彼女の所属政党の男性候補者が彼女の3倍の額を受け取っている、と耳にしたことがある」<sup>21</sup>と記されている。多くの場合、交付金はすでに議席を有する政党にのみ交付される。交付金が存在する場合、それがどのように分配されているのか、またその配分において女性が脇に追いやられているかどうか、考慮しなくてはならない。紛争終結後の国では、女性の参加に関する手段を講じることへの優先度は二次的なものとされ、政治制度を確立し最初の選挙を行うことが優先される可能性がある。資源が乏しい場合、女性は民間資金および個人資金によって選挙運動にかかる費用を自ら調達しなくてはならない。このよう

な費用は交通基盤が脆弱な国々や、広大な農村部の選挙区において特に高額になることがある。

民間資金へのアクセスも、男性と比べ、女性にとってはより困難なものとなるかもしれない。公的領域への機会が限定されており、ジェンダーについての固定観念があるため、真剣な政治候補者としての女性の資質あるいは適性が疑問視されるからである。女性もこのような否定的固定観念を内面化し、選挙運動に必要な資金を集めることができない、と信じてしまっている可能性がある。<sup>22</sup> 2011年のモロッコにおける選挙で女性は17%の議席を獲得したが、そのうち政党の候補者名簿でのクォータで選出されたのではなく、空席を争って得られた議席数はわずか7議席（2%未満）である。<sup>23</sup> アメリカ合衆国では、男性候補者の方が、平均してより高額の個人献金・企業献金を集める傾向がある。<sup>24</sup> さらに言えば、資金力のあるネットワークに対して女性たちが持つアクセスは限られているため、女性たちの選挙運動に対する個々の寄付は規模が小さくなる傾向がある。このことは、男性の同僚と資金面で同等であることを目指し、より幅広く資金提供者を得るには、女性がさらに選挙運動に力を入れなくてはならないことを意味する。

## ネットワーク

男性に比べて女性が資金調達に苦勞する理由の1つは、資金源および専門知識を提供しうる企業や専門家のネットワークとの結びつきが弱い傾向にあるという点にある。今日のほとんどの政党指導部が男性によって独占され続けているため、政党内

の「オール・ボーイズ・ネットワーク（男性だけのネットワーク）」の影響も考慮にいれなくてはならない。<sup>25</sup> 女性はこのようなネットワークに参加していないため、男性候補者には利用可能である資金経路を女性が利用できない可能性があるということを意味するからである。アイルランドのある国会議員はこう述べている。「男性、男性候補者はさまざまな組織に関与しているので、政界への参入が容易になる。スポーツ団体、農業団体など、ほとんど男性で構成されている分野である」。<sup>26</sup> 女性がこれらのネットワークに参加していないことは、効果的な選挙運動を行うための十分な資金を収集する際の足かせとなる。特に、既に地位を確保している現職の男性議員に対抗して出馬する際に顕著となる。例外は、多くの場合、有名政治家の配偶者・娘・姉妹である。彼女たちは血縁関係によって同族資本およびコネクションを入手できるのである。<sup>27</sup> ネットワークの構築は、資金調達のためだけでなく、人脈を築き、専門知識を得ながら、選挙運動という目的のために共通の利害を用いて政治的影響力を得る上でも重要である。

## 現職議員

現職議員から議席を奪うことは、しばしば困難である。現職議員は大衆に知られているので、政党は現職議員の方が安全だと考えるからである。現職議員は認知されており、政治基盤が十分に確立されているので、概して彼らの選挙運動への支出はより低く抑えられる傾向にある。女性国会議員は4人に1人未満であり、つまり多くの場合現職議員は男性である。現職議員

から議席を奪うために必要となる追加費用が、女性に政治的競争への参入を思いとどまらせているかもしれない。

## 機会均等措置

前述の要因のすべてが組み合わせられると、女性が政治資金を集めることは特に難しくなりうる。過去数年においていくつかの国々が、女性など十分に代表されていない集団の機会均等のために政治資金改革に着手したが、その規制の目標と有効性はまちまちである。この問題に取り組むにあたって、法制化された措置と法制化されていない措置が利用可能であり、すでに実際に利用されている。

1. 法制化された措置は、政治および選挙の枠組み、および交付金を通じた政党と候補者への配分に関連するものである。具体的には、以下の措置がありうる。

- 設計上ジェンダーに中立的だが、実際にはジェンダーへの含意がある。

または

- ジェンダーを対象とする設計および適用であり、（または／かつ）交付金によって女性の政治参加を明白に促進している。

2. 法制化されていない措置は関係者が任意に採用する。以下の措置が含まれうる。

- 政党：任意であり、当該政党にのみ適用される政党による措置。

または

- 市民社会：女性候補者に直接資金を流す、市民社会による措置など。

多くの場合、これらの試みは、党の予備選挙よりも国政選挙における選挙運動で実施されている。国の状況や政党規制の一般的水準に従い、国は複数の措置を組み合わせる用いることがある。これらの措置のほとんどは最近採用されたものであり、その結果と実践についてはまだ広く立証されてはいないが、以下では、それらが政治家志望の女性にもたらす実際の（あるいは潜在的な）影響について概要をまとめる。

## 政治資金関連法

政治資金に関する法律は、政治資金調達過程の透明性と公正さを高め、候補者全員の機会を均等にすることを目指している。規制には、外部や国外からの不当な影響を制限することに焦点を当てるものがある。例えば、外国または匿名の資金源からの献金を禁止する法律、あるいは政党または候補者が受け取ることが可能な献金に制限を設ける法律などである。<sup>28</sup> その他の措置は機会均等を目指し、例えば現職議員が他の候補者に対して不当に有利とならないよう保証する。世界中のほとんどの国において法制化された措置が存在する。<sup>29</sup>

政党や候補者が支出可能な金額の上限を設定するなどの支出に関する規制によって、資源に乏しい候補者たちが不当な不利益を被ることなく選挙運動を展開できるようになる。規制には財務報告や情報公開要件などがあり、政党および候補者に支出



関連情報を提供するように要請する。その他、強制力を持つ措置もある。監視は通常、国の選挙委員会、政府機関、特にその目的のために設立された規制団体などの部局が執り行う。<sup>30</sup>

政治資金に関する法律のほとんどは、「ジェンダーに中立的」な方法で設計されている。つまり、こういった法律は明示的にジェンダー間の不平等を扱おうとはしていないが、実際にはジェンダー間で異なる結果となる可能性がある。いくつかの国では、女性候補者により多くの選挙資金を提供するという革新的な「ジェンダー間の差別を是正する」法律が最近導入された。全体で 27 カ国が何らかの男女平等要件を満たすことによる交付金の配分を行っており、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、アイルランド、メキシコの最近の改革において、政治資金の配分が女性による意思決定への参加の推進と結びつけられた。<sup>31</sup> 法律は、他の革新的な取り組みを対象とすることもできる。例えば女性組織の結成・支援といった、男女平等を目指す政党内の試みのための資金の設立などである。資金関連規制が直接または間接的にジェンダー間格差に影響をおよぼしうるさまざまな方法については表 1 において概略を述べ、以下でさらに詳述する。



表 1：政治資金関連規制およびジェンダーへの配慮

| 選挙運動期間を対象とするジェンダーに中立的な法律                                                                                                                                                        | クォータ制および候補者インセンティブ強化のための交付金                                                                                                                                                                    | 男女平等を目指す試みを対象とする法律                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>政党および／または候補者の支出の禁止および制限</li> <li>政党および／または候補者への献金の禁止および制限</li> <li>メディアへのアクセス</li> <li>選挙運動期間の長さの制限</li> <li>政党および候補者の情報公開と監視</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>クォータ制に関する法律に基づき、一定数の女性を公認指名しない政党への交付金を削減</li> <li>一定数の女性を選出しない政党への交付金を撤廃</li> <li>一定数の女性を公認指名した政党への追加交付金の分配</li> <li>一定数の女性を選出した政党への追加交付金の分配</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等の研修・推進に向けられる資金</li> <li>女性組織のための資金</li> <li>選挙運動資金を育児に使用するなどの、現物費用やインセンティブ</li> </ul> |

出典：International IDEA 政治資金データベース <http://www.idea.int/political-finance> を参照

## 選挙運動期間を対象とするジェンダーに中立的な法律

入手可能なデータは限られているものの、ジェンダーに中立的に設計された選挙運動関連法が、ジェンダー間格差に与える影響について以下で概略を述べる。

### 政党および候補者の支出の禁止または制限

政党および候補者の支出の禁止または制限は、選挙運動費用を規制し、資源をより入手しやすい候補者と政党が、不当に有利とならないよう設計されている。支出の禁止は、典型的には

票の買収を不可能にするために定められており、90%の国がこの趣旨の法律を有している。<sup>32</sup> これらの措置が広まっているにもかかわらず、その有効性は実施状況によって異なる。実行する際には、法律の対象である議会の多数派の協力が必要となるために、実施が困難な場合もある。<sup>33</sup>

支出の制限は、資源に恵まれた候補者が選挙運動を展開する上で不当に有利となる可能性を軽減し、選挙運動費用の増大傾向に歯止めをかけるために設計されている。International IDEA による政治資金についてのデータベース（Political Finance Database）によると、データが存在する国のおよそ三分の一が、政党支出に上限を設けており、40%を越える国が候補者の支出可能金額の上限を規制している。<sup>34</sup> 特に、財力が演説の機会や認知度に結びつく国においては、資金力がある候補者は圧倒的に有利となる。それゆえ候補者が使える金額に上限を設けることは、女性が選挙運動をうまく展開する上で直接的な影響をおよぼすことになる。これについての定量的な証拠は限られているものの、アメリカ合衆国およびカナダの研究は、女性が男性候補者と同程度の（またはそれを超える）資金を集めることができれば、選挙に勝つ可能性も男性と同程度となることを示している。<sup>35</sup>

「世界中のさまざまな社会と文化において、女性たちが選挙運動資金を調達できる可能性は、さまざまな理由によって男性たちと同等ではないということを、私たちは理解していると思います。国々およびその選挙委員会が、選挙運動において何に支出できるのかについての厳しい規則を策定することは重要だ、と考えます。そしてそれらの規則は施行される必要があるのです。それが妥当な金額であれば機会は均等になります。しかしそれが莫大な金額であれば、（世界の大部分を占めているのは途上国であることを鑑みると）それだけの資金を得られるのは常に女性ではなく男性となります。それだけの資金を女性たちが得られる機会を改善する方法を探すのではなく、あらゆる人びとの支出を減らし、より妥当な額にする必要がある、と私は考えます。」

ドニャ・アジス博士、パキスタン国民議会議員

多くの国においてもっともよく見られる（機会の平等達成のための）壁の1つは、現職議員の持つ権力である。世界の現職候補者の過半数は男性である。<sup>36</sup> 現職議員を対象とする法制化された措置を有する国は世界全体の四分の三に上り、国庫資源の使用の制限、支出の制限などがみられる。現職の優位性に対抗する戦略の1つは、対立候補者の支出制限をより高額に設定することである。例えばアメリカ合衆国のミネソタ州では、現職が享受しうる不当な優位性を弱めるために、新人候補者に対し現職よりも高額の支出上限額を法律で認めている。<sup>37</sup> このように、達成可能な（および差異化されうる）支出を設けると、間接的ではあるかもしれないが、選挙への女性の候補者および男性の新人候補者に、ポジティブな結果をもたらしうるのである。

政党に支出制限を設けることは、広告・メディア・選挙運動

資材（チラシ、バナーなど）・集会などの選挙運動に支出可能な金額の上限を設定することになる。政党は、資金が党内でどのように配分されるかを決定し、どの候補者が資金を受け取るかは重要な検討事項となる。政党資金の政党内分配の際は、党組織において高い地位についていない女性候補者、あるいは知名度が不十分であると見なされている女性候補者は、主流から外される（ほかの候補者と比較し、十分な金額を受け取れない）傾向にある。<sup>38</sup>

選挙運動への支出の制限は、女性が選挙に出馬することを決める際にポジティブな影響をもたらす可能性があるものの、女性が直面する資金調達という重大な困難に対応するものではない。場合によっては、例えばアメリカ合衆国のように女性候補者に大金を流す強力な資金調達の仕組みが存在する国では、この制限は逆効果となる可能性がある。他の地域における支出制限および禁止が女性の選出率に与える影響に関して、さらなる研究が必要である。

## 献金の禁止と制限

支出制限の設定に対する代替または補足措置の1つに、政党または候補者が受け取ることのできる献金への制限がある。献金の制限または禁止は、財力のある寄附者の影響力を減じることを目的としている。制限が高額である場合、財力のある寄附者が選挙運動に不当な影響力を持つ可能性があり、資金力のあるネットワークからの便益を受けることが少ない女性や非現職候補者にとって不利となりうる。献金への上限を設定する規制

を採択した国々は半数に満たない。

女性への個人献金は男性への個人献金より平均して少額となる傾向があるため、男性対抗馬が到達する水準の金額に達するためには、女性はより多くの件数の個人献金を集める必要がある。<sup>39</sup> 献金の限度額をより低く抑えると、全候補者に対して少数の大口寄贈者に依存するのではなく幅広い支持基盤を開拓させることになり、女性候補者にとっての機会均等の一助となるだろう。

政党と候補者に対して悪影響をおよぼす可能性のあるいくつかの収入源は完全に禁止されている。<sup>40</sup> 献金の禁止は、外国人寄贈者や自らの利害に対する特別な配慮を要請しかねない産業関係者といった、特定の区分の寄贈者からの影響を防ぐことを目的としている。もっとも一般的なのは、政党や候補者に対する国庫資源の配分に関する禁止である。その他の禁止は企業献金（20%を越える国々がこの趣旨の規制を有している）および国外の資金源、政府と契約している企業、労働組合、匿名の資金源からの献金に関するものである。

国庫資源の使用禁止は重要である。交付金に充てられたもの以外の政府資源の使用（公用車や政府施設を選挙運動に使用するなど）は、現職にとって不当に有利となりうる。さらに国庫資源の使用禁止は、汚職も標的としうる。2010年のブラジルでは国会議員のおよそ30%が、選挙資金関連法への違反、あるいは選挙運動を目的とする公金横領という形での汚職について刑事責任を問われている。<sup>41</sup> 当時、女性がブラジル下院に占めていた議席数は全513議席中わずか45議席（8.8%）に過ぎなかった。

つまり、このような不正資金の受益者のほとんどが男性であったことを意味している。<sup>42</sup>

献金の禁止は、不正な資金源に関しても重要である。規制の施行が極めて困難であるために、不正資金が選挙に大きな影響をおよぼしている国もある。不正資金の禁止は、不正資金を受け取り使用する可能性の少ない女性候補者にとって直接的な利益となりうる。麻薬カルテル、武装集団、反政府集団、密売組織といった、不正な資金源となる活動に女性が携わることは少ない。例えばラテンアメリカ諸国の1国であるベリーズにおけるワークショップでは、数多くの市民社会活動家が、選挙運動に不正資金を利用することは女性にとって不利になっていると指摘した。女性は概してこういった資金を生み出す産業にあまり関与しておらず、不正資金を受け取る可能性が男性に比べてはるかに少ない。<sup>43</sup> 不正資金禁止の施行は困難であるが、法律の導入および施行は、候補者全員の機会均等に貢献し、女性候補者の勝機に明白な影響をおよぼしうるのである。

## メディアへのアクセス

メディアへの法制化されたアクセスは、間接的な（つまり金銭によるものではない）補助の一形態である。政党および候補者は、政治方針を有権者に知らしめ、知名度を高めて大きな支援を得るためにメディアへのアクセスを必要としている。候補者、政党、またはその双方に対する、メディアへの無償アクセスまたはアクセス補助に関する規制を有する国は四分の三に上る。メディアへの露出時間は政党間で平等に配分されるか、議

席占有率、候補者数、直近の選挙での得票率など、選挙管理組織が決定した基準に従って配分される。

メディアへの女性のアクセスは限られているため、方針やメッセージを有権者に伝える上でしばしば困難に直面する。<sup>44</sup> 女性はメディア出演のための高額な費用を支払えない場合もあれば、所属政党が女性にメディアへの平等なアクセスを与えない場合もある。補助を受けてメディアに登場することは、女性が知名度を上げる上で重要な手段である。2001年の東ティモールにおける選挙では、女性候補者、および女性を候補者名簿の中で「当選可能」な順位につけた政党に、テレビ広告時間が追加で与えられた。<sup>45</sup> ブラジルにおける2009年の改革は、女性候補者が使用できるように、10%の追加メディア出演時間を政党に提供した。<sup>46</sup> メディアへのアクセスに関する法律は、男女の候補者に平等なアクセスを確保できる上に、政党がより多くの女性を公認指名し、彼女たちを当選可能な順位につけるインセンティブとして作用する。アフガニスタンの法律はメディアへの出演時間の配分方法については規定していないものの<sup>47</sup>、2005年の選挙において、男性候補者の55%に対し、女性候補者の76%が補助を受けてメディアを利用した。

メディアへの露出は選挙に勝つ上で決定的に重要であり、女性が能力のある政治家だと考えられることを阻む広く行き渡った固定観念に挑戦することを可能にする。<sup>48</sup> 有権者が女性候補者を「有能」かどうか判断する基準は高いことが分かっている。そしてそれは彼女の好感度に影響を与え、有能であればあるほど、好感度は上がるのである。<sup>49</sup>



## 選挙運動期間の制限

選挙運動期間を制限する規定を持つ国の数、およびそのような規定の潜在的影響に関する情報は限られている。選挙運動期間を制限することは、女性候補者の機会均等に貢献するだろう。長期におよぶ選挙運動期間は、旅費、宿泊費、選挙運動のための追加資材といった形で高額の出費を招くからである。マラウイにおける 2010 年地方選挙の延期は、延期に関わる費用を捻出できなかった女性候補者に特に悪影響を与えたことが報告されている。<sup>50</sup> 長期におよぶ選挙運動は、それが長期間にわたって家から離れることになる場合、女性にとっては特に問題となる可能性がある。これは、それがなければ立候補を考えるかもしれない女性たちを阻み、あるいは介護や子育てなど家族への責任とのバランスで、女性の選挙運動能力に影響をおよぼす可能性がある。(パートナーまたは配偶者がいない場合や、パートナーまたは配偶者が立候補の支援、家事や介護、育児などの義務を担うことに好意的でない場合は特にそうである。)

しかし、選挙期間や選挙までの導入期間が短い場合も、女性候補者に悪影響をおよぼす可能性がある。選挙期間が短いと、その大部分が男性である現職議員に有利に働く可能性がある。2012 年のリビアの制憲議会選挙では、登録期間および選挙運動期間が短かったために、女性たちが効果的な選挙運動を展開する上で必要となる資金および人員を十分に集めることができなかったと考えられている。<sup>51</sup> 上述した他の手段同様、選挙運動期間を制限することの潜在的影響、ならびに女性の選挙運動にもたらすポジティブ・ネガティブな効果について、さらに研究する必要がある。



## 情報公開規定と施行

情報公開規定は、献金者、献金額、選挙運動中に使われた資金の公開を候補者および政党に要求するものである。これらの仕組みは、資金規制が遵守されているかどうか確かめる上で極めて重要である。情報公開規定によって説明責任も促され、候補者による資源の獲得、票の買収、縁故・派閥主義への関与などといった汚職手段を阻むことにもなる。また、（しばしば男性である）指導者および党内の有力派閥が、党内の他の候補者よりも多くの資源を得ることを目的として権力を乱用するのを防ぐ役割も果たす。

「政党内外の選挙運動に透明性がないことは、女性に悪影響をおよぼします。党内で有力な集団が資源を管理すると、資源はこれらの集団の構成員に向けられてしまうのです。そしてほとんどの場合、それは男性なのです。」

リリアン・ソト、元閣僚、パラグアイ<sup>52</sup>

International IDEA の政治資金データベースによると、80%を超える国々が、報告に関する規定を有している。しかしながら、すべての国が政党および候補者双方による報告の提出を要求しているわけではない。これは厄介な問題である。なぜならそれによって、不正資金を流す抜け道が作られるからである。情報公開および監視の仕組みは、選挙におけるクォータ制や女性候補者のための資金などの男女平等を目指す措置が適切に実行されているかどうかを評価するために必要である。例えばラテン

アメリカでは、ブラジル、メキシコ、パナマは、女性の政治参加の促進の研修を目的としたプログラムに（全体の2～50%の）交付金を拠出しているが、資金が適切に配分されているかどうかを確かめる仕組みは存在せず、政党に委ねられている。<sup>53</sup> 監視なくして、このような措置が女性の参加にもたらす影響を確かめることは不可能である。

法的強制力のある情報公開は、選挙過程の透明性を高め、女性にとって間接的に不利となる不正な資金構造の利用と票の買収を防止するため、女性の参加によい影響を与えうる。情報公開の仕組みの設計もまた、選挙戦への女性の参加に資金規制がおよぼす影響を確かめる上で重要になる。候補者の収益と支出を性別ごとにまとめるように求める情報公開規定があるかどうかについての情報は存在しない。このようなデータがあれば、女性の資金調達と支出が男性と比べてどうなっているのか、政党内の資金配分は女性候補者と男性候補者との間で平等かどうかを見極める上で極めて貴重だろう。まとめられたデータは、選挙過程の透明性の向上につながり、より効果的な市民社会による監視を可能にするだろう。さらに、情報公開は当選した女性候補者の選挙運動に関する特定の法律の有効性を評価し、検証可能な新たな実践を設計する助けとなるかもしれない。

政治資金規制の有効性は施行次第であり、施行状況は大幅に異なる。もっとも一般的な処罰は罰金であり、73%の国で採用されている。その他の処罰には、投獄、交付金の停止、政党登録の抹消、候補者公認指名あるいは公職の剥奪、政党の一時活動停止などがある。<sup>54</sup> 女性の政治参加にとって特に重要なのは施

行である。なぜなら、施行によって、既存の規制、特に女性の参加をねらいとする既存の規制が確実に実施されるからである。規制の施行は、女性の制度に対する信用を高め、女性が自身の利益のために規則を使用するようになるため、前向きな波及効果をおよぼす可能性もある。例えば、支出制限が施行されると、女性たちは現職の男性に対抗する自信を高めるだろう。政治における多様性の保証を促進するために設計された資金規制の施行は、誰が参加できるか（そして誰が勝てるか）についての根深い認識を変えることに貢献しうるのである。

表 2：ジェンダーに対する資金関連法の影響

| 介入の種類                | 採用している国                                                                                                                                     | 考慮すべき事項                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 政党および候補者の支出禁止および制限   | <ul style="list-style-type: none"> <li>90%の国に支出禁止に関する規制が存在</li> <li>政党による支出制限はおよそ 30%の国が採用</li> <li>候補者による支出制限は 40%を越える国が採用</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に選挙運動資金を入手しにくい女性候補者や非現職候補者の助けとなる可能性がある</li> <li>選挙運動にかかる高額な費用と、資金調達に必要な時間への女性の懸念を軽減する可能性がある</li> <li>有効性は施行と監視次第である</li> <li>支出制限が女性候補者のためになっているかどうかについて、さらなる証拠が必要</li> </ul>                                                                        |
| 政党および候補者への献金の禁止および制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>政党と候補者への献金に制限を設けている国は 50%未満</li> <li>企業献金を禁止している国は 70%</li> <li>候補者への献金に制限を設けている国はわずか 30%</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性候補者は少額の献金を広く受け取る傾向にあり、献金の制限は、コネクションおよび男性献金者からの男性候補者への大口献金を減らすことにつながるだろう</li> <li>一般的に男性候補者にとって有利に働く、巨額の不正資金源の影響を軽減する可能性がある</li> <li>女性寄付者は男性寄付者よりも時間とスキルを提供する傾向がある</li> <li>献金が制限されていない場合と同額の資金を集めるためには資金源を増やす必要があるので、選挙運動に費やす時間が増える可能性がある</li> </ul> |

|                  |                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                            |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メディアへのアクセスに関する規制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>66%の国で、政党に対しメディアへのアクセスを補助</li> <li>46%の国で、候補者に対しメディアへのアクセスを補助</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>男性候補者と女性候補者によるメディアへの平等なアクセスが可能になる</li> <li>女性候補者を増加させるインセンティブとして使用できる</li> <li>露出の機会とメッセージを伝える機会を増やし、女性候補者に対するメディアの偏見への挑戦が可能になる</li> </ul>          |
| 選挙期間中の制限         | <ul style="list-style-type: none"> <li>入手可能なデータなし</li> </ul>                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>費用を減らし家庭を離れる時間を制限することにより、女性候補者に機会均等をもたらす可能性がある</li> <li>長期間にわたり資金調達を行う能力のある候補者の選挙戦に悪影響を与える可能性がある</li> </ul>                                         |
| 情報公開および施行規定      | <ul style="list-style-type: none"> <li>約90%の国に、報告に関する規定あり</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>透明性の向上によりコネクションおよび個人の権力を縮小する可能性がある</li> <li>不正資金源の使用を防止できる</li> <li>ジェンダーを対象とする法律の施行を保証できる</li> <li>支出と当選率について、性別ごとにまとめられたデータの入手機会を提供できる</li> </ul> |

## クォータ制および候補者公認指名インセンティブ強化のための交付金

交付金制度は117カ国で実践されており、政党が効果的な選挙運動を行い組織として機能するために、資金が支給されている。<sup>55</sup> 候補者個人よりも政党に配分される交付金が圧倒的に多く<sup>56</sup>、典型的な用途としては選挙運動費用、研修、党活動、党内部の制度設立がある。

交付金には直接的なものと間接的なものがある。直接交付金は、政党の運営方法を改善するための資金や、政党がいくつかの優先事項に確実に取り組むようにするための資金を提供するものである。<sup>57</sup> 間接交付金は、交通、会合の開催場所、民間・公営のテレビ、ラジオ、新聞などのメディアへの無料アクセスま

たはアクセス補助など、選挙運動のためのリソースなどを提供するものである。このような措置は、ジェンダー間の平等化に貢献し、小規模政党が認知度を高め、あらゆる政策を有権者に伝えられるようにすることで、機会均等に貢献する。

近年、ジェンダー間の不平等を解消することを明確に意図した政治資金改革が採用されている。これらの改革は多くの場合、選挙前の段階で適用され、政党による女性候補者の擁立を目指しているが、いくつかは選挙と選挙の間の期間において政党に向けられたものである。合計 27 カ国が男女平等を直接目標とする改革を採用している。<sup>58</sup> これらの改革は大きく 3 つに分けられる。

1. 選挙におけるクォータ制に関する法律の遵守や遵守へのインセンティブ、違反に対する処罰としての交付金の使用。資金の一部はクォータ制に関する法律に従って配分・減額される。
2. 女性候補者や女性当選者の数を増やすインセンティブとして使用される交付金。しかし、クォータ制に関する法律の施行とは無関係である。
3. 男女平等や女性のエンパワーメントを目指す党内での具体的な活動・介入にあてられる交付金。

[illegible]

## 交付金と、クォータ制に関する法律の施行

37

れる権限と役職に対するアクセスの男女平等の機会を保証した。2000年には選挙制度を改革し、第1回投票で獲得した投票数に基づく政党交付金を削減するという形で、平等を定めた規則への違反に対する罰則を定めた。<sup>59</sup> 2006年にポルトガルは類似の改革を採用した。しかしほとんどの改革は2010年以降に採用されている。アルバニア、グルジア、アイルランドでみられるように、近年可決されたクォータ制に関する法律は、多くの場合、違反への制裁措置の1つとして交付金の削減を含んでいる。

インセンティブと罰則にはさまざまな形がある。候補者公認指名段階でのインセンティブとは、クロアチアやグルジアのように、クォータ制に関する法律に従って一定の割合の女性候補者を公認指名する政党へ追加資金を配分する措置である。例えばグルジアでは、候補者名簿においてどちらの性別も20%以上となる政党は、10%の追加交付金を受領する。しかしながら、2012年の選挙において、金銭的インセンティブは意図された影響をもたらすことはなかった。いくつかの政党が法律を遵守し、追加交付金を受領したものの、議席を獲得した2つの政党はそうではなかったのである。政党への金銭的インセンティブを規制する法律（「市民の政治結社に関するグルジア国家基本法」）の改正案が2013年7月に提出された。政党の公認指名名簿において候補者10名ごとにどちらのジェンダーも（20%から増加させて）30%以上含む場合に、政党が国家予算から（10%から増加させて）30%の追加交付金を受け取るという法案である。<sup>60</sup> 追加交付金を失っても困らない、資金に恵まれた大政党にとって、これらのインセンティブがもたらす影響は限定的かもしれない。



交付金は、候補者または当選議員の一定割合が女性でない場合に政党が受け取る資金が減らされる、といったように、クォータ制に関する法律への違反に対する罰則としても使用可能である。これはアルバニア、フランス、アイルランド、ポルトガルで行われている。アイルランド選挙法の 2012 年改正案は、どちらかのジェンダーが政党候補者に占める割合が 30%を下回ると、政党は交付金の 50%を失う、と規定した。ケニアでは、一定割合または一定数の女性を選出されなければ、政党は交付金受給資格を失う可能性がある。この規定によって、留保議席が導入されるとともに、ケニアにおける女性当選者の数は 2 倍の 18.6%になった。

しかしながら、これらの措置が巨大な資金を有する政党にもたらす影響は限定的であった可能性がある。フランスでそうであったように、巨大な資金を有する政党はより多くの女性候補者を公認指名するより、罰金の支払いを選ぶ可能性がある。<sup>61</sup> フランスでは、小政党は 50%の立候補要求を遵守する傾向にあった。勝つ可能性が高いと信じて（多くの場合男性である）現職の立候補を選ぶ大政党と異なり、小政党が交付金に依存する度合いが高いからである。<sup>62</sup> アルバニアにおける 2013 年 6 月の選挙では、各候補者名簿は少なくとも男性 1 名と女性 1 名を名簿順位 3 位までに含み、それぞれの性別が名簿全体の少なくとも 30%を占めなくてはならなかった。この割当を満たすために、多くの政党は、名簿の下位の当選不可能な位置に女性を含めた。違反している名簿の登録を却下する規定が 2012 年に廃止されたため、その代わりに、選挙管理組織は、いくつかの選挙



区でジェンダー別クオータを満たさなかった三大政党に罰金を科した。2012年には、違反名簿への罰金は3万アルバニア・レク（ALL）（520国際ドル）<sup>63</sup>から100万アルバニア・レク（17,000国際ドル）<sup>64</sup>へと増額された。

資金面でのインセンティブや処罰に加えて、その他のクオータ制施行の仕組みには、セルビアで行われているように、目標に届かない候補者名簿を却下することなどが含まれる。これらの措置は女性候補者の増加に寄与するかもしれないが、必ずしも選挙運動資金の入手という根本的な困難に取り組むものではない。実際、インセンティブや処罰から利益を得たであろう、公認指名された女性候補者が、どのように自身の選挙運動資金を支出できたか、そして政党からはどれくらいの資金が提供されたかを究明する研究が必要とされる。また、追加交付金を受け取った政党がそれをどのように使ったか、および追加交付金が女性候補者支援に使用されたかどうかを調査することも有益だろう。候補者全員の利益となる方法で資金が確かに分配されるよう、女性が党の意思決定機関に加わる必要があるとも考えられる。

表 3 : 交付金によるクオータ制の施行<sup>65</sup>

| 国       | クオータの種類                                 | 政治資金供与の詳細                                                                                     | 改革を行った年      |
|---------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| アルバニア   | 候補者の 30 % は女性でなくてはならない                  | 違反に対しては、国政選挙の場合は 100 万 アルバニア・レク (17,000 国際ドル) の罰金、地方選挙の場合は 5 万 アルバニア・レク (860 国際ドル) の罰金が科せられる。 | 2012         |
| ブルキナファソ | 候補者の 30 % は女性でなくてはならない                  | 違反に対しては、政党交付金の 50 % 削減。30 % の割当に到達または超過する場合、追加交付金が支給される。                                      | 2009         |
| カーボヴェルデ | 候補者名簿において両性の均衡が取れていること                  | 名簿中の女性候補者が 25 % 以上の政党または政党連合に交付金が与えられる (国政選挙で当選した場合)。                                         | 2010         |
| クロアチア   | 候補者名簿において女性と男性の均衡が取れていること               | 少ないジェンダーに属する当選議員ごとに、各議員または議会組織の構成員に配分される金額の 10 % の追加ボーナスを受給する資格が、政党に対して与えられる。                 | 2011         |
| フランス    | どちらかのジェンダーが候補者の 51 % を越えてはならない          | 各ジェンダーの候補者の差が 2 % を越えると、その差の四分の三の交付金が削減される。                                                   | 2011<br>1998 |
| グルジア    | 候補者の 20 % は女性でなくてはならない                  | 候補者 10 人ごとに女性が 20 % を占める政党に対し追加資金 10 % が給付される。                                                | 2012         |
| アイルランド  | 候補者の 30 % は女性でなくてはならない (2019 年までに 40 %) | 女性候補者が 30 % に満たない政党は、最大 50 % の交付金削減という制裁を受ける。                                                 | 2012         |
| ケニア     | 30 % の留保議席                              | 登録された職についている者の三分の二以上が同一のジェンダーである場合、政党は交付金受給資格を失う。                                             | 2011         |
| 大韓民国    | 比例代表選挙の名簿で女性候補者が 50 %                   | 女性候補者公認指名交付金は、獲得した国会議席率および得票率に基づいて政党に分配される。                                                   | 2010         |
| ニジェール   | 議席割当制                                   | 政党交付金は国の年間税収の 30 % に設定されている。10 % はあらゆる水準でのクオータ制によって選出された女性の数に比例して分配される。                       | 2010         |
| ポルトガル   | 候補者の 33 % は女性でなくてはならない                  | 一方の性が 20 % を下回ると、交付金は 50 % 削減される。一方の性が 20 % から 33.3 % だと、交付金は 25 % 削減される。                     | 2006         |

## 女性候補者の公認指名を増やすための交付金によるインセンティブ

交付金は女性の公認候補を増やすインセンティブとしても用いられているが、クォータ制の法制化とは必ずしも結びついていない。表4はこれらの措置を採用した8カ国を示す。うち6カ国で選挙におけるクォータ制は法制化されていない。ボスニア・ヘルツェゴビナとコロンビアではクォータ制は法制化されているが、その施行と交付金給付は結びついていない。コロンビア、マリ、ルーマニアにおいては、当選した女性の数に応じて、政党交付金の額を、増額する場合がある。公認候補と当選した女性の数の双方に基づいて追加資金を分配しているのはハイチのみである。

このような措置の有効性に影響をおよぼす重要な要因は、資金分配の時期（選挙の前か後か）、政党の交付金への依存度、罰金または報酬の額が交付金総額に占める割合である。給付の申請時期も重要な考慮事項となりうる。罰金または報酬を当選した女性の数に基づくようにすると、これらの措置の影響が小さくなる可能性がある。なぜなら、メディアの注目度がより小さく、選挙運動資金がすでに使われた時期である選挙後に、これらの措置が行われるからである。政治資金に関する試みの結果を監視し、公表する取り組みは、選挙後にこそ必要である。

ボスニア・ヘルツェゴビナの「2009年政党資金法」は、資金総額の10%が、少数派のジェンダーによって獲得された議席数に応じて会派に分配されることを定めている。2010年の選挙では、選挙前の議会と比べて、当選した女性議員の数が、若干で

はあるが、2パーセント増加し、女性が占める割合は16.7%となった。諸政党は候補者名簿の三分の一を女性とする法的要件を満たすか、あるいはそれ以上の数の女性を指名する政党も出てきたため、女性候補者数の割合は全体で37.7%になった。欧州安全保障協力機構は、政治資金法によると「議会に議席のない政党は、あらゆる種類の交付金受給から完全に除外されている」と述べている。<sup>66</sup> これは交付金受給資格について、議会に議席を有する政党のみが対象となるのか、という重要な問いを提起している。

ルーマニアの「2006年政党活動ならびに選挙運動資金法」は、「選挙名簿の当選可能な順位に女性を擁立する政党に対し、国家予算から分配される金額は、女性候補者が選挙中に獲得した議席の数に直接比例して増額される」<sup>67</sup> と規定している。これまでのところ同法の影響は限定されたものとなっており、2012年の選挙において上院で女性が得た議席は7%、下院で得た議席は13%に留まっている。ルーマニアでは、交付金に大きく依存する政党がある一方、大政党は党員から相当額の寄付を受けている。交付金が有効なインセンティブとなる度合いは政党によって、そしてその他の資金源の入手可能性によって異なる。

2009年のエチオピアの法律によると、政府の交付金は、党が公認した女性候補者の数などさまざまな基準に従って配分されている。しかしながら、国家選挙委員会のデータによれば、女性候補者の割合は2005年の選挙では15%であったのが、2010年には12.4%まで減少している。2010年のエチオピア全体では、当選した女性の数は増加している。しかしそれは必ずしも政治

資金関連法の直接の結果ではない。

ハイチの「2006年政党法」および「2008年選挙法」は、女性候補者が30%以上となる（そしてその20%が当選した）政党は、選挙後に交付金が2倍となることを定めている。<sup>68</sup> これらの交付金の50%を女性候補者支援および政治教育支援に使うことが法律によって義務付けられている。ハイチは、クオータ制によって選出および任命されたすべての地位において女性が占める割合が最低30%となるようにするための新たな憲法改正を行っている（2012年可決）。それ以降選挙は行われていないので、まだ実行されてはいない。

公認することを交付金支給の対象とすることの潜在的困難の1つは、政党がそれを、交付金を得るための手軽な方法と見なし、勝てる位置に女性候補者をつけず、確実に当選させようとはしない可能性があることである。アルバニアでの事例のように、女性は公認されても議席を得ることが難しい順位から立候補することになったり、名簿のかなり下位に置かれたりするために、当選の可能性が低くなるかもしれない。このような事態を回避するため、ハイチの法律は、当初女性候補者の公認指名に配分された資金を、当選者の最低20%が女性であれば倍にしておき、インセンティブの意図を達成できるようにしている。<sup>69</sup> しかし、法律が有効となるにはきちんとした施行が必要不可欠である。

表 4：女性候補者数に応じた交付金給付<sup>70</sup>

| 国            | 交付金供与の詳細                                                                                                                     | 改革を行った年 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | より少ない議席を有する性別が獲得した議席数に応じて、交付金の 10% が会派に分配される。                                                                                | 2006    |
| コロンビア        | 国からの交付金の 5% が、公職に選出された女性の数に応じて全政党または組織に平等に分配される。                                                                             | 2011    |
| エチオピア        | 政党に公認指名された女性候補者の数に従い財政支援が分配される。                                                                                              | 2009    |
| ハイチ          | 女性候補者を 30% 以上擁する（そしてその 20% が当選した）政党は、選挙の後に、交付金が 2 倍となる。                                                                      | 2008    |
| イタリア         | 男女どちらも政党名簿に選ばれる候補者が三分の二を超えてはならない。この規定を満たさない場合、政党への選挙運動交付金は、規定された最大数を超過した候補者数に応じて削減される（最大 50%）。削減された金額は法律を遵守する政党に報奨金として支払われる。 | 2012    |
| マリ           | 交付金の 10% が、選出された女性の数に応じて政党に配分される。                                                                                            | 2005    |
| パプアニューギニア    | 政党の女性候補者が 10% 以上を得票すると、登録した政党は、当選した候補者に支払われる 1 万キナ（8,900 国際ドル）の 75%（または委員会が決定した金額）を、その女性候補者のための選挙運動費用として、中央基金から受給する資格を得る。    | 2003    |
| ルーマニア        | 国家予算から配分される金額が、女性候補者の獲得議席数に応じて増額される。                                                                                         | 2006    |

## 男女平等を目指す取り組みへの給付

男女平等を目指す取り組みに対し、交付金を明示的に充てることもできる。これらの改革を近年（ほとんどが 2009 年以降）採用した国は 13 カ国に上り、女性候補者の研修、女性の地位向上に関連するプログラム、女性組織の機能を支援する資金などの改革がある。<sup>71</sup>

ブラジル、コロンビア、ハイチでは、交付金はエンパワーメント・プログラムと教育を支援するために使用され、コスタリ

カ、ホンジュラス、アイルランドでは、男女平等規定の遵守など、支出に関する報告の提出を政党に求めている。<sup>72</sup> フィンランドは、政党内の女性組織の機能を支援するために資金の一部を使用するよう規定している。アイルランドでは、資格のある政党が受領した資金は、政治活動への女性と若者の参加の促進のために使用されなくてはならないなど、一定の基準を満たさねばならない。しかしながら、その金額は政党間で大きく異なる。<sup>73</sup> 他の例は表5であげる。

上記で論じてきた他の改革同様、男女平等を目指す取り組みへの給付は近年発展してきたものであり、ほとんどの法律は2009年以降に制定された。政治資金規制にジェンダーを対象とする法律を含む国は、候補者クォータ制によってすでに女性の代表者不足に取り組んできた国である、という傾向がある。

### 研修その他のプログラムを対象とする資金

政党内での研修活動などのプログラムに資金を割り当てるよう、政党に要求する法律を可決した国は9カ国に上る。歴史的に女性は意思決定機関において十分に代表されておらず、結果的に政治経験が不足している。実際、諸政党は女性の政治経験不足を利用して、女性を公認指名しないこと、当選不可能な地位に追いやることを正当化してきた。<sup>74</sup> 候補者は、有効な政治参加のためのスキル形成だけでなく、選挙運動資金を調達する方法の研修という観点からも、研修およびキャパシティ・ビルディングの重要性を強調している。

コスタリカの「政治社会平等促進法」は、政党に対し、国が



らの交付金の一部を女性の政治的発展および参加に割り当て、男性候補者と女性候補者との間で平等に分配されるよう要求している。<sup>75</sup> 囲み記事 1 は、2 つの政党による資金分配方法について述べている。

#### 囲み記事 1：コスタリカの男女平等資金

##### 市民行動党

同党は国から給付される交付金総額の 20% を研修および組織での取り組みに割り当て、そのうち 15% を女性と若者の研修に割り当てている。交付金は党内の当選した男性候補者と女性候補者のために用いられ、意識改革活動を対象にしている。同党は党内の選挙委員会に男女平等局を創設した。男女平等局は、党規約によって規定された男女平等要件のすべてを実行するために活動している。<sup>76</sup>

##### 国民解放党

同党規約第 171 条は、少なくとも予算の 10% を女性の政治的発展のために用いなければならないと明記している。法令遵守については、党の「女性運動部」部長との協力の下、政治教育事務局が監督している。「女性運動部」は女性候補者および女性議員を対象とした研修プログラムを促進している。<sup>77</sup>

メキシコの法律は、交付金の 2% を女性のリーダーシップの向上・研修に用いるよう規定している。しかし、この法律の適用は、実践において困難に直面している。ほとんどの政党が、女性政治家のスキル向上ではなく管理・運営に資金を使っているのが現状である。これは、政党が女性の参加とキャパシティ・ビルディングの強化の意味するところをよく理解していないか



らかもしれない。あるいは、この措置への違反に対して設定された低額の罰金を払う方が政党にとって有利であると判断しているからかもしれない。<sup>78</sup>

## 女性候補者への資金

ハイチの新しい法律は、受給した交付金の50%を党員の政治教育および女性の選挙戦の支援に使用しなくてはならないと規定しているが、まだ実行には移されていない。とはいえこれは、党内女性候補者への資金分配に関する規定を含む類例のない法律である。

## 女性組織

フィンランドには、年間政党交付金の12%を女性組織の支援に割り当てるよう全政党に求める他に例のない規定がある。女性組織は男女平等に関する政策の策定に貢献することができるため、これは重要な試みといえるだろう。このような政策には、女性の公認指名と名簿順位についての規則、資金供給の仕組み、政策基盤と有権者からの支援の構築、女性の立候補の推奨、経験の少ない候補者へのメンター（アドバイザー）制度などがある。女性組織の成功の秘訣は、それらの組織の役割と責任を明確にして党組織に統合すること、そして資金を調達することである。<sup>79</sup> フィンランドはこの試みを行っている唯一の国であり、他の北欧諸国（デンマーク、ノルウェー、スウェーデン）では、女性組織への資金は政党支援助成金以外から拠出される。

## 公認指名費用の減額

トーゴの法律は、女性候補者の公認指名費用の減額を規定している。それによって女性の候補者の登録を促進し、政党の選挙運動費用の総額を削減することになる。高額な供託金は、多くの国において課題となってきた。ミャンマーの2010年選挙では、候補者が供託金として、500米ドル相当を選挙委員会に支払わなくてはならなかった。政党は学校の教員の月給が70米ドルであることに言及し、供託金の金額に異議を申し立てた。<sup>80</sup> 高額な供託金は、一般に男性よりも資源を入手しにくい女性にとって特に懸念となっている。この点については、複数の女性団体の統括組織であるシエラレオネの女性フォーラム（Sierra Leone Women's Forum）も指摘した。2012年の地方選挙および国政選挙に先立ち、女性フォーラムは、供託金の増額が特に農村地域において女性を選挙から遠ざけていると言及して、その見直しを国家選挙委員会に求める請願を開始した。<sup>81</sup>

親族の介護や子育てなどにかかる費用も、公職選挙への女性の出馬を阻む要因となっている可能性がある。カナダの選挙法は、保育費用を選挙運動中の適正な個人の選挙に伴う費用に含めている。<sup>82</sup>

選挙運動にかかる通常の選挙費用以外にも、選挙に伴う費用として負担されることが妥当であるものには、以下が含まれる。(a) 旅費および生活費 (b) 保育費 (c) 通常は候補者が介護や子育てなどをしている、身体または精神的な無能力を有する者に対する介護や子育てサービスなどの提供に関連する出費 (d) 障害を有する候補者には、その障

害に関連する追加費用。

アメリカ合衆国では、ミネソタ州などの州が同様の規制を有している。ミネソタ州では、保育は選挙運動資金によって全額まかなわれるべき適正な選挙経費であると考えられている。<sup>83</sup> これは、一般的には家庭での介護や育児などの責任の大部分を負っている女性の機会均等に役立つ重要な取り組みとなるだろう。

表 5：男女平等措置およびそのための用途指定を対象とする法律

84

| 国      | 研修および男女平等のための取り組み                                                                                 | 改革を行った年      |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ブラジル   | 政党交付金は、女性の政治参加を促進するプログラムの策定および維持に使われる。全国政党の執行部が比率を決定する（全体の5%以上）。メディア露出時間の10%が、女性の政治参加の促進に割り当てられる。 | 2009         |
| コロンビア  | 国からの交付金が、政治過程に女性、若者、少数民族を包摂するための活動資金となる。                                                          | 2011         |
| コスタリカ  | 政党は、国からの交付金の一部を女性の政治的発展および参加に割り当て、男性候補者と女性候補者との間で等しく分配するよう義務づけられている。                              | 1990<br>2009 |
| ハイチ    | 女性候補者の割合に基づいて交付金を受給した政党は、その交付金の50%を党員の政治的教育、ならびに女性候補者の選挙戦の財政支援に配分しなくてはならない。                       | 2008         |
| ホンジュラス | 交付金総額の10%に相当する追加資金が、女性のキャンペーン・ビルディング活動のために政党間で分配される。                                              | 2012         |
| アイルランド | 資格を有する政党が受給した交付金は、女性および若者の政治活動参加の促進を含む目的にかなうものでなくてはならない。                                          | 2009         |
| イタリア   | 各政党・政治団体は経費補助金の5%以上を、女性の積極的な政治参加の向上を目指す試みに割り当てなくてはならない。                                           | 1999         |
| 大韓民国   | 全政党は交付金の10%以上を女性の政治参加促進のために使用しなくてはならない。                                                           | 2010         |
| メキシコ   | 各政党は毎年、通常交付金の2%を女性の政治的指導力の研修・奨励・発展に割り当てなくてはならない。                                                  | 2008         |

|                    |                                                                                                                                                                                       |              |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| モロッコ               | 支援資金が、女性の代表の強化を目指すプロジェクトの支援に充てられる（各プロジェクトにつき最大 20 万 MAD, 34,000 国際ドル）。                                                                                                                | 2009         |
| パナマ                | 投票に基づく年間拠出額の 50%以上が活動に分配されるが、そのうち 10%以上を、女性の地位向上を中心とする活動の発展に使用しなくてはならない。                                                                                                              | 2006<br>2012 |
| <b>遵守</b>          |                                                                                                                                                                                       |              |
| コスタリカ              | 政党は、国からの交付金の一部を女性の政治的发展および参加に割り当てるよう義務づけられる。政党は、研修と促進のため選挙期間外に発生する支出が、両方のジェンダーを対象にすることを保証しなければならない。これは、公認会計士によって発行される証明書とともに報告が必要である。証明書を提出しない場合、最高選挙裁判所は、金額の多寡にかかわらずこの目的での支払いを許可しない。 | 1990<br>2009 |
| ホンジュラス             | 政党は男女平等政策を提出しなくてはならず、それは予備選挙前の 6 ヶ月間、最高選挙裁判所によって監視される。違反した場合、政党には政治債務の 5%の罰金が科される。                                                                                                    | 2009         |
| <b>女性候補者への資金提供</b> |                                                                                                                                                                                       |              |
| ハイチ                | 女性候補者の公認指名によって得た追加の交付金の 50%を、党員の政治教育、ならびに女性候補者の選挙戦の財政支援に分配しなくてはならない。                                                                                                                  | 2008         |
| <b>女性組織への資金提供</b>  |                                                                                                                                                                                       |              |
| フィンランド             | 国会に議員を有する全政党は、年間政党交付金の 12%を女性組織への資金提供に使わなくてはならない。                                                                                                                                     | 1975         |
| <b>候補者公認指名料の減額</b> |                                                                                                                                                                                       |              |
| トーゴ                | 政党名簿に女性候補者が含まれると、公認指名費用は 25%減額される。                                                                                                                                                    | 2007         |

注：MAD = モロッコ・ディルハム

## 法制化されていない取り組み

政党、市民社会および非政府組織や活動家も、女性へ政治資金を提供する取り組みを支援してきた。政党レベルでは、これらの政策を通じて、立候補に必要な費用を下げ、キャパシティ・ビルディングをはじめとするジェンダー戦略を実行し、資金調達支援のための機会を増やすことによって、女性当選者の数を

増加させようとしている。国際的な財団などの支援組織も、女性候補者の資金調達のための努力を支援し、大きな影響をもたらしてきた。

政党とは関係のない国際組織および市民社会組織も、研修およびキャパシティ・ビルディングのための資金提供、または選挙運動への資金提供や融資制度といった形で女性候補者を支援している。自発的な取り組みについては記録がないため、現状の把握は難しいのが一般的である。自発的な資金提供に関する取り組みを比較すれば、それが選挙戦における女性の参加にどういった影響を与えるのかが判明し、また、優れた事例を見つけることができるだろう。

## 政党による取り組み

候補者の選定および公認指名を管理するのは政党であるため、政党こそが女性の平等な政治参加を達成する上で重要である。政党は党の選挙運動の管理および資金管理の責任も担っているので、女性の選挙戦を支援する上で重要な役割を担っている。さまざまな地域の政党が、女性候補者の機会均等のために自発的な取り組みを行っており、例えば公認指名費用の減額または撤廃、および以下で述べる資金調達の仕組みの構築などを実施している。

## 政党内資金調達の仕組み

選挙運動の資金調達において女性、特に非現職候補である挑戦者が直面する困難を認識し、政党は女性候補者のための資

金調達の仕組みを採用し始めた。これらの資金調達の仕組みは政党内部のものであり、政治行動委員会（PAC, Political Action Committee）<sup>ii</sup> のような支持者による他の資金調達の仕組みとは区別される。いくつかの例にみられるように、この種の取り組みは女性候補者支援のために使用できる資金の増加に大きく貢献している。

カナダでは自由党が、女性候補者を支援する資金を集め活用するためにジュディ・ラマーシュ基金を創設した。資金の使途、および資金を受け取る女性候補者の優先度については党が直接決定する。この基金はカナダの資金規制の範囲内で活動しており、主に資金調達のためのイベント、ダイレクトメールの発送、インターネットを通じた資金調達を行っており、女性が選挙運動を成功させるのを助けてきた。<sup>85</sup>

アイルランドでは労働党の女性組織が、女性に極めて大きな影響を与えていると認識された具体的な「5つのC（five-C）」という困難に取り組んできた。「5つのC」とは、介護・育児、文化、現金、自信、候補者選定（care, culture, cash, confidence and candidate selection）である。労働党は、女性党员のための研修を実施し、女性候補者、特に新人あるいは初めて出馬する候補者のためにアウトリーチ活動を編成して、資金を調達している。<sup>86</sup> ガーナでは複数の政党からなるグループが、選挙への立候補を志す女性を支援するための女性基金を展開させるべく尽力することを表明し、2011年の多政党会議において、受給した資金の10%を政治家志望の女性に直接配分することが提案された。<sup>87</sup>

## 囲み記事 2：エルサルバドルの FMLN

エルサルバドルでは、ファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）が、女性の参加を促進するための選挙委員会を設立した。同委員会は、国内外の友人、企業、支援者に接触して資金を集めた。特に広告費をまかなうために、夕食会や目標を定めた資金調達などの活動が追加された。集まった資金は、メディアへの露出、全女性候補者の名前が書かれたTシャツおよびポスターの印刷、全国に配布される政党綱領の印刷に使用された。<sup>88</sup>

### 女性候補者への補助金

いくつかの政党は女性候補者に補助金または現物を提供する改革を採用してきた。女性が主として担う介護や子育てなどの責任を、長時間におよぶ選挙運動と両立することは困難である。カナダ自由党はこの問題を認識し、党による公認指名期間中の保育のために最大 500 カナダドル（440 国際ドル）の補助金を女性候補者に支給している。そして（選挙区での）長距離の移動には旅費を追加支給している。その他の取り組みには、カンボジアでサム・ランシー党が行っているような、保育費の支払いや、女性候補者が選挙運動のために必ず必要となる、適切な衣服、交通手段などといった、重要な品目の現物支給がある。<sup>89</sup> 衣服、交通、選挙運動資材など現物の寄付は、女性候補者が負担する可能性のある選挙運動の経済的負担を緩和することができる。



## 供託金

多くの場合、選挙に参加するには、出馬表明した候補者は党員費ならびに候補者供託金を含む初期費用を支払わなくてはならない。党員費は政党にとってもっとも一般的な資金源の1つであり、政党活動資金の一部として政党機構を運営し続けるために使用される。<sup>90</sup> 加えて政党は、候補者に対して、供託金を自己負担するよう要求する場合があります、政党に供託するケースもあれば、候補者登録を担当する組織（通常は選挙管理組織）に直接供託するケースもある。このような費用の金額はさまざまであるが、一部の女性候補者にとっては極めて高額となる可能性がある。

より多くの女性が公職選挙へ出馬するよう奨励する努力の一環として、いくつかの政党は、党員資格に関連する費用や供託金を自発的に減額または撤廃してきた。しかし、世界的にどれだけの事例があるかは確認できない。例えばガーナの女性国會議員によると、ガーナではほぼ全政党が、公認指名に応募する女性には男性が支払う額の半額での支払いを認めている。<sup>91</sup> これはナイジェリアでも広く行われているが、女性の政党への貢献度が男性より低い証拠だと党指導者が主張するようになり、女性公認指名者にとって近年問題となってきた。<sup>92</sup>

この措置をめぐる、女性候補者の正当性に対する潜在的バックラッシュは、トーゴで行われたように、これらの取り組みを法律によって正当化し、政党内の家父長的支配構造に対処する措置を同時に実行する重要性を示している。党員費ならびに供託金の減額または撤廃は、より多くの女性の出馬を奨励するか



もしれないが、究極的には、選挙運動過程全体を通じた党の支援ならびに資金調達援助を奨励する追加措置がなければ、これらの措置の影響は限定的となる。

## 支持者による資金調達ネットワーク

支持者による資金調達ネットワークは、ある候補者または争点に対し賛同または反対するため、党員の献金を通じて資金を集める。資金は候補者の選挙運動に直接寄付される場合もあれば、別に使用される場合もある。アメリカ合衆国には、民主党の「エミリーズ・リスト (EMILY's LIST)」(Early Money Is Like Yeast: 初期資金はイースト菌のようにパンを膨らます) や共和党の「WISH リスト」(Women In the Senate and House: 上院と下院に女性を) といった政治活動委員会 (PAC) が存在する。エミリーズ・リストは、囲み記事3で述べるように、女性候補者のために寄付を集める上でかなりの成功を収めた。このような資金調達団体は、候補者に多くの資金をもたらすことができる。これは、アメリカ合衆国の制度のように、公認指名と選挙運動の双方に多額の資金が要求される候補者中心的な制度においては特に重要である。

## エミリーズ・リスト

エミリーズ・リストの重要な原則の1つは、選挙運動過程の初期において女性に資金が必要であるという認識である。それは知名度を高め、(メディア等に) 露出し、より多くの資金を集めるために資金調達担当職員を雇用するなど選挙運動チームを

組織するために使われる資金である。<sup>93</sup> 初期資金は、候補者が公認指名される可能性を高める上で重要となる。特に、公認指名される条件として現職から議席を奪うことが必要である場合にはそうである。エミリーズ・リストの焦点は、「元手」、つまり党公認指名を確実にするために必要となる初期資金を集めるために使用され、多くの場合候補者の自己資金で賄われる資金に、より多くの関心が向けられてきたことも意味する。<sup>94</sup>

### 囲み記事 3：エミリーズ・リスト<sup>95</sup>

アメリカ合衆国の政治活動委員会であるエミリーズ・リスト（政治資金調達の格言である *Early Money is Like Yeast* の頭文字）は、民主党の女性の公職選挙出馬を支援するために 1985 年に開始された。1980 年代半ば以前は、女性候補者が集める選挙運動資金は男性に比べて少なかった。<sup>96</sup> エミリーズ・リストは、女性の選挙運動に元手を提供することによってこの不均衡を緩和しようとしたのである。

エミリーズ・リストの支援を受けた最初の候補者の 1 人は、1986 年当選のバーバラ・ミクルスキー上院議員である。ミクルスキー上院議員は、選挙運動の第一四半期の間に、自身の選挙運動資金総額の 20% にあたる 6 万米ドルをエミリーズ・リストから受け取った。<sup>97</sup> 現在では連邦議員をもっとも長く務める女性であり、大きな権限を持つ上院歳出委員会の初の女性委員長であるミクルスキー上院議員は、2011 年にこう述べている。「もしエミリーズ・リストがなければ、あるいはエミリーズ・リストが適切な時に登場して私が候補者に適任であると示すための適切な支援を与えてくれなかったならば、合衆国上院に私がいることはなかったでしょう。エミリーズ・リストは決定的に重要でした」。<sup>98</sup>

ミクルスキー上院議員の当選およびエミリーズ・リストができてから、女性候補者は男性と同等またはそれを上回る金額の資金を集めるこ

とができるようになった。しかしながら、選挙運動費用は上昇し続けており、数百万ドルを集めなくてはならないという見通しは、女性の公職選挙への出馬を妨げている可能性がある。<sup>99</sup>

2012年の選挙運動費用の平均は下院議席で170万米ドル、上院議席で1050万米ドルとなった。競争が激しい選挙では平均を大きく上回る。<sup>100</sup> これらの変化に対応するため、エミリーズ・リストは、将来の女性候補者と選挙運動員にさまざまなスキル向上と研修プログラムを提供するための元手の提供、ならびに投票推進運動という当初の使命を超えて成長した。中絶合法化論者である民主党の女性候補者を注意深く選び、その候補者のために寄付金を集めるという形による選挙過程全般を通じての資金調達は、依然としてそのもっとも重要な活動の1つである。

承認された候補者のために直接エミリーズ・リストの会員から寄付金を集めるこの方法によって、女性の選挙運動のための資金調達を促進することが可能となり、1選挙周期につき5,000米ドルという政治活動委員会(PAC)の上限額を大きく上回るようになった。記録的な数の女性が下院に選出され「女性の年」と呼ばれた1992年に、エミリーズ・リストは承認された候補者1人当たり平均10万米ドルを献金した。<sup>101</sup> エミリーズ・リストは、1992年から2006年にかけてもっとも支出額の多かった政治活動委員会(PAC)であり、以後毎回の選挙において引き続き上位にいる。<sup>102</sup> 1985年の開始以来、この組織は100名を超える女性が連邦議会選挙戦で勝利するのをサポートし、さらに数百名を地方レベルでサポートした。<sup>103</sup> この組織が女性候補者支援のために集めた金額は3億5000万米ドルを越え、アメリカ合衆国でもっとも成功した政治活動委員会(PAC)の1つとなっている。

エミリーズ・リストの成功は国際的にも注目され、オーストラリア版エミリーズ・リスト(EMILY's List Australia)やイギリスの労働党女性ネットワーク(Labour Women's Network)といった組織は、女性候補者支援のために類似の寄付金集めのモデルを採用している。今では女性は平均して男性以上の金額を調達することが可能であるものの、

「(エミリーズ・リストのような) ネットワークに支援されていない女性は、他の候補者に比べて大きく不利である」とする研究もある。<sup>104</sup> これらの発見は、エミリーズ・リストおよび類似の組織が、女性がいまだに利用することが困難な伝統的な資金調達ネットワークへの重要な代替を提供してきたことを示唆している。

## WISH リスト

WISH リスト (Women in the Senate and House : 上院と下院に女性を) は、中絶合法化論者である共和党女性候補者のために資金を調達し、支援するために 1992 年に作られた。共和党のこの政治活動委員会 (PAC) は、エミリーズ・リスト同様、選ばれた候補者への資金援助、ならびに資金調達、選挙運動管理、メディア対応へのアドバイスと戦略的支援の提供に焦点を当てている。寄付者は年に 3 回の寄付を行うよう奨励されている。政治活動委員会 (PAC) への一般配分に 1 回、ならびに寄付者自身が選ぶ候補者たちへの 2 回の寄付である。WISH リストの取り組みは、共和党女性候補者のために 350 万米ドル以上を集めることに成功し、共和党の女性上院議員の数を四倍にすることに寄与し、その創設以来共和党の女性下院議員の数を維持し続けている。<sup>105</sup>

このような成功にもかかわらず、エミリーズ・リストをはじめとする民主党の政治活動委員会 (PAC) が、共和党の政治活動委員会 (PAC) よりも大きな成功を収めたことを研究は示している。<sup>106</sup> さらに研究は、民主党の寄付者に占める女性の割合 (36%) の方が、共和党の寄付者に占める女性の割合 (16%) よ

りも高いことも示している。<sup>107</sup> 共和党の女性が資金を調達する困難さは、共和党の女性下院議員が民主党の女性下院議員よりも少ないこと、ならびに共和党の議席における女性の割合が少ないことを説明しているのかもしれない。<sup>108</sup>

## オーストラリア版エミリーズ・リスト

アメリカ合衆国におけるエミリーズ・リストの成功に注目し、オーストラリア労働党（ALP）の女性を支援するために、元州首相であるジョアン・カーナは、同様の寄付金集めの原則にそって類似の組織を立ち上げた。1996年の組織設立の背景となっているのは党内の内部闘争であり、オーストラリア版エミリーズ・リストの支持者たちは「党の男性的構造に支配されていると（女性に）見られてしまうと、地域の女性から資金などの支援を集めることは決して望めない」<sup>109</sup>と信じていたが、右派はこの組織が左派の道具であるとしてこれに反対した。かくしてオーストラリア版エミリーズ・リストは政党から独立した組織として設立された。実際、会員の40%はALP外部からの参加者である。<sup>110</sup> しかしながらこの組織は、政治資金公開についてはALPの「関連団体」であると考えられている。1996年にALPは独自の女性団体である「全国労働党女性ネットワーク（National Labor Women's Network）」を立ち上げた。この団体は党内のあらゆる分野で活動する女性の数を増やすために設計されている。<sup>111</sup>

## 市民社会およびその他の試み

市民社会および国際的な支援の取り組みも、政治資金におけるジェンダー間の不平等に対処しようとしてきた。いくつかの国では、これらの取り組みは、所属政党や特定の政治的争点に対する立場にかかわらず女性候補者を支援するための自発的な資金調達ネットワーク、という形を取った。市民社会および国際組織も、女性が選挙運動の展開に成功することを支える上で重要である。法制化はされておらず、特定の利益団体の意志と支援運動に完全に依存することにはなるものの、こういった取り組みは、以下で述べるように資金調達における男女間の格差を減らす上で重要な影響をもたらしている。

### マイクロファイナンスと信託基金

選挙運動資金の重荷は、意欲的な女性候補者が必要としている資金の提供を目的としたマイクロファイナンスによる革新的な取り組みによって緩和することもできる。「ナイジェリア農村地域女性協会（COWAN）」は、低金利または無利子で女性候補者に融資を行っている。同協会はナイジェリアの32州で、伝統的な貯蓄の仕組みを促進するために活動しており、女性たちに低金利融資を提供している。この低金利融資によって、選挙運動を展開する上で必要となる資金の調達、定められた供託金の支払い、ポスターの印刷、戸別訪問による運動が可能となっている。この取り組みは成功したと見なされており、1999年の選挙で、COWANによる支援を受けた48名の志願者のうち36名が、国会議員を含むさまざまな公職に当選した。<sup>112</sup>

しかしながら、女性はなこういった融資を返済しなくてはならず、男性よりも資金調達が難しいと感じていることに注意が必要である。インドネシアでは、女性の選挙運動にはアリサン（Arisan）という過程を通じて資金が提供されている。アリサンとは輪番積み立ておよび信用組合の一形式であり、女性たちが懇親会を催し、資金を出し合い、その総額を獲得して自分の選挙運動に使うことができる仕組みである。<sup>113</sup> この制度では勝者が総額を獲得するため、アリサンは信用貸しとは異なる。これは、受け取った金額を返済する能力に対する女性たちの不安を軽減するものとなっているかもしれない。<sup>114</sup>

ナイジェリアにおける近年の取り組みとして、女性問題・発展担当省が2011年にナイジェリア女性信託基金（Nigerian Woman's Trust Fund）を発足させた。同基金は、意欲ある女性候補者に対し、所属政党にかかわらず選挙運動資金などの資源を提供することを目指している。<sup>115</sup> この取り組みは、800名を超える女性候補者に資金を分配した「変化を目指す女性イニシアティブ（Woman for Change Initiative）」が後援する別の資金によって補われている。<sup>116</sup> これらの取り組みは、女性から選挙参加関連費用の支払いの一部を免除するいくつかの政党の試みと相まって、女性候補者の選挙運動を支援した。<sup>117</sup>

## 国際組織および地域組織からの支援

国際組織および地域組織は通常、外国からの献金の禁止や特定の党を後押しすることで内政干渉につながるという懸念のために、原則女性候補者に対して直接支援することは禁じられて



いる。しかし、これまで資金調達の機会を見出すことに貢献し、政治活動の間に資金を集めるための女性のキャパシティ・ビルディングを支援してきた。これらの組織は、女性の地位向上の全体的実現策の一環として選挙運動資金を扱ってきた。女性の地位向上には、政治への参加だけでなく経済的地位の向上ならびに資源の入手可能性も含まれる。<sup>118</sup> 国立民主主義研究所 (NDI, National Democratic Institute) は「社会文化的制約により、女性が資金を集めることは困難である。NDI は女性候補者に研修を提供する。これらの課程によって、女性は優れた選挙運動を展開する上で必要なスキルを身につける。女性候補者への便宜も提供する。これらの便宜は重要であり、それによって有権者を動かすことが可能となるのである」<sup>119</sup> と記している。NDI、民主主義・選挙支援国際研究所 (International IDEA)、国連女性機関、国連開発計画などは、しばしば国内の市民社会組織と提携して、意欲ある女性候補者のために多くの研修を行ってきた。

研修に加えて、国際組織は女性候補者がメディアに登場する機会も増やしてきた。国際選挙制度財団 (International Foundation for Electoral Systems) および NDI の協力を得た 2007 年のシエラレオネがその例である。これらの現物給付は、女性候補者の広告費を削減し、選挙運動の費用全体を抑えることができる。この種の法制化されていないメディア関連の取り組みは、現在の研究が示唆するよりも広がっている可能性があるが、データが不足しており、その影響を体系的に分析することは困難である。



## 非党派的な資金調達ネットワーク

1999年に、著名な日本人女性のグループが、WIN WIN (Women in the World, International Network: 世界の中の女性国際ネットワーク) を設立した。この女性グループは全員、日本における政策立案への女性の関与を促進するために1994年に組織された「リーダーシップ111」の構成員であり、アメリカ合衆国への研修旅行によってエミリーズ・リストについて学んだ。<sup>120</sup> 同組織は、男性支配型政治に依存する伝統的な資金調達モデルをこの新しい女性たちの資金調達モデルによって変革させることを望んだ。WIN WINの元副会長、下村満子はこう述べている。「選挙には大金がかかります。しかし全国からコツコツと少額を集める方法は、条件付きの贈与と利益誘導型政治を変える可能性を持っています」。<sup>121</sup>

アメリカ合衆国およびオーストラリア版のエミリーズ・リストとは対照的に、WIN WINは特定政党との提携あるいはイデオロギー的見解には基づいていない。その代わりに、WIN WINが支援した候補者は、広い意味での「ジェンダー意識の促進」を行い、同組織の委員会による綿密な審査を受けなくてはならない。WIN WINは当初はいくらかの成功を収めたものの、近年は資金集めに苦戦しており、2005年には女性候補者への資金援助を中断した。<sup>122</sup> WIN WINの衰退には多くの説明が可能であり、それらの説明には日本の政治資金構造における差異、政治的寄付の文化、あるいは女性寄付者と候補者への訴えの失敗などが含まれる。

資金調達ネットワークの成功は、部分的には「高度に組織化

された女性の利益団体および運動団体」<sup>123</sup>の存在に依存する。日本のWIN WINという試みの事例は、資金調達の成功には、強力な女性運動とジェンダー意識に支えられた、寄付者と候補者をまとめる強力な理念が必要とされることを示している。他には、2006年の選挙前にフィジーで発足した「政界の女性のアピール (Women in Politics Appeal)」は1万1000米ドルを集め、所属政党を問わず、また男女平等支持者であるか否かにかかわらず、全女性候補者に平等に資金を配分した事例がある。<sup>124</sup>

## 結論

本報告では、ジェンダーの観点から政治資金について検討してきた。女性の政治家志望者および候補者にとってもっとも困難な障害の1つが、選挙運動を展開し当選するために通常必要となる相当額の資金であることが確認された。多くの国において、当選の可否は、選挙運動のために集めた資金ならびにメディアへの露出と密接に関係している。資金不足は女性候補者に対して大きな影響を与える。女性候補者の社会経済的地位が低いため、多くの場合、資金に恵まれたネットワークの獲得や名声の獲得が難しく、自分たちのために資金を集める時間も自信も不足するという結果をもたらすのである。本章は、女性と男性との間のジェンダーによる資金格差の解消、あるいは女性候補者および当選議員の数が少ないことに対処するために採用された、近年の法改正を検討した。

規制の目標および効果はそれぞれ異なっているものの、世界全体で27ヶ国が女性の機会均等のための政治資金改革を採用し

た。政党が推薦する女性候補者あるいは女性当選者の数の増加を目指す措置といったような、公的資金による男女平等の政治参加を目指す取り組みを採用する国の増加傾向はデータによって証明されている。これらの例では、クォータ制に関する既存の法律の遵守を確実にするためのインセンティブまたは罰則として交付金が使用される。

男女平等を促進するために交付金を使用する国の数は明らかに増加しており、研修およびキャパシティ・ビルディング活動、女性組織への資金の割り当て、女性候補者の供託金を減額する法律といった、女性の参加促進を意図した措置が取られている。このような措置は女性が資源を活用しようとする時の困難に直接対処するものではないが、女性の参加の重要性について力強い支援があるとのメッセージを打ち出すことで、機会均等に寄与している。

政治資金関連法は一般にジェンダーに中立的だが、女性にとっての機会均等に役立つかもしれない。支出禁止についての規制、ならびに政党および候補者への支出と献金の制限は、縁故・派閥主義的慣習の影響を抑え、現職の権力への抵抗に寄与する可能性がある。選挙期間の制限ならびに献金制限は、資金調達に関わる困難や選挙運動が家庭生活に与える影響に関する女性の不安を軽減するであろう。メディアへのアクセスを促進するための交付金は、女性候補者の認知度を高めることができる。情報公開および施行の仕組みは重要であり、特にジェンダーを対象とする措置の遵守を監視し、確実にする上で重要である。

結局のところ、男女間の資金格差に取り組む上で法律を守ること無視することもできる政党が、重要な役割を担っている。政党は、女性の参加を促進し、彼女たちのために資金を集める独自の改革を行い、法制化された措置のさらに上に行くこともできる。政党による自発的な措置についてのデータは限定されており、女性の選挙運動展開能力を向上させる上でこれらの措置がどのように寄与しているかを体系的に分析するのは難しい。ジェンダーと政治資金という問題についてのさらなる研究は、これらの自発的取り組み、ならびに法制化された措置の影響を、政党が女性の政治参加へのゲートキーパー（門番）であることを考慮した上で検討しなくてはならない。

## 提言

### 議員

1. 資金関連法は、国際条約および国際協定に従わなくてはならない。この中には必要に応じて女性に対する差別を是正し、事実としての平等を確実にするための特別措置が含まれる。これらの特別措置は、必要に応じて、女性のためのさまざまな資金規制を含むこともある。
2. 新たな政治資金規制は、女性候補者に対する有効性と影響を解明するために、ジェンダーの観点から分析されなくてはならない。
3. ジェンダーに中立的な法律は、その有効性を確かなものとし、差別的規定を撤廃するよう、適切に立案されなくてはならない。支出と献金の制限がジェンダーに対して有する影響につ

いて検討しなくてはならない。特に支出と献金の制限を高額に設定することで、その意味を失わせてはならない。

4. 保育、交通、宿泊、警備、メディアへの露出を含む、機会均等となりうる誘因および現物の提供を含むこと。
5. 交付金の支給は、必要に応じて、男女平等の実現に結びつけられなくてはならない。交付金は政党がより多くの女性候補者を公認指名するインセンティブとしても使用可能である。
6. 男女平等への関与を条件とする交付金は、その施行において、公認指名・登録・選挙運動・選挙後を含む、選挙周期のあらゆる段階を考慮しなくてはならない。
7. 法律は適切に施行されなくてはならない。情報公開規則ならびに候補者の収益と支出についてジェンダー別にまとめられたデータの必要性を考慮しなくてはならない。このようなデータは、女性の資金調達および支出の水準が男性のそれと比較してどうであるか、および政党内で配分される資金が女性候補者と男性候補者との間で平等に分配されているかどうかを究明する上で極めて有益であろう。

## 政治資金規制組織

1. あらゆる資金関連法が遵守されるようにし、必要に応じてジェンダー別にまとめられたデータを報告する。
2. クォータ制の施行、女性候補者向け資金のようなジェンダーを対象とする法律を政党が遵守しているかどうかについて報告する。

## 政党

1. 政党内の女性と男性に対する資金調達の効果の違いについての内部調査を行い、政治資金に関する男女平等を確実にする計画を策定する。
2. 政党の予備選挙および選挙運動において女性候補者に資金を提供する、専用の資金調達の仕組みを実行する。
3. 選挙運動において、資金とメディア放送時間が男女両性の候補者に平等に配分される仕組みを採用する。
4. 党員費および / または供託金の減額または補助によって、女性候補者の参入コストを下げる。党内で、女性候補者の選挙運動資金、男女平等および効果的な選挙運動の仕組み（資金調達を含む）についての候補者の研修、党規則における男女平等の奨励など、男女平等を目指す取り組みに資金を用いる。

## メディア関係者

1. 選挙の間、女性候補者と男性候補者の間での平等なメディアへのアクセス（および報道）を保証する。
2. メディアへのアクセスが法制化されている場合は、女性候補者と男性候補者についてバランスのよい見解を提示するようにする。
3. 人口全体に影響を与える重要な問題についての有権者の知識を向上させるために、男女平等、市民教育メッセージ、女性の経済的地位などの適切な話題を報道する。

## 市民社会

1. 予備選挙および本選挙の双方の段階で、女性の選挙運動に資金を調達するためのネットワークを支援する。ネットワークは、公認指名段階での支援を確実にする上で重要な初期費用を集めることにも貢献できる。
2. 金融機関などの組織は、女性候補者が選挙運動資金を調達する助けとなるよう、借り入れやすいマイクロクレジット融資および信託基金を立ち上げることができる。
3. 政治資金関連法の遵守を監視し、メディアの監視を行う。

## 国際組織

1. 政治資金がジェンダーに与える影響を理解し、ほとんどの国で女性の経済的地位が低いために政治資金が女性候補者にとって特に困難となっている事実を理解する。
2. 女性の政治参加を支えるために、特にキャパシティ・ビルディングと資金調達スキルなど関連分野の研修を行い、対象を定めたプログラムを実行する。

## 参考文献

- Alexander, Herbert, and Corrado, Anthony (1995) 'Senate and House Financing and PAC Trends', in *Financing the 1992 Election*. New York: M. E. Sharpe, pp. 17–224.
- Baker, Ashley (2006) 'Reexamining the Gender Implications of Campaign Finance Reform: How Higher Ceilings on Individual Donations Disproportionately Impact Female Candidates', in *The Modern Americas*. Washington, D.C.: University of Washington College of Law, pp. 18–23.

- 
- Ballington, Julie (2003) 'Gender Equality in Political Party Funding', in Reginald Austin and Maja Tjernström (eds), *Funding of Political Parties and Election Campaigns*. Stockholm: International IDEA.
- Ballington, Julie (2008) *Equality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments*. Geneva: Inter-Parliamentary Union.
- Ballington, Julie (2011) *Empowering Women for Stronger Political Parties: A Good Practices Guide to Promote Women's Political Participation*. New York: UN Development Programme and National Democratic Institute.
- Ballington, Julie and Karam, Azza (eds) (2005) *Women in Parliament: Beyond Numbers*. Stockholm: International IDEA.
- Bangura, Jariatu (2012) 'Sierra Leone: Women Urge NEC to Revisit Nomination Fees', *Concord Free Times*, 9 August, available at <http://allafrica.com/stories/201208100119.html>
- Barbara Lee Family Foundation (2012) *Pitch Perfect: Winning Strategies for Women Candidates*, available at <http://www.barbaraleefoundation.org/wp-content/uploads/BLFF-Lake-Pitch-Perfect-Wining-Strategies-for-Women-Candidates-11.08.12.pdf>, accessed August 2013.
- Bingham, Amy (2012) *Millionaire Political Donors Club: Where Are the Women?*, ABC News, 25 July, available at <http://abcnews.go.com/Politics/OTUS/millionaire-donors-club-women/story?id=16849004>, accessed August 2013.
- Bryan, Shari and Baer, Denise (2005) *Money in Politics: A Study of Party Financing Practices in 22 States*. Washington, D.C.: National Democratic Institute.
- Burrell, Barbara (1996) *A Woman's Place Is in the House: Campaigning for Congress in the Feminist Era*. Ann Arbor, MI: University of Michigan Press.
- Burrell, Barbara (1998) 'Campaign Finance: Women's Experience in the Modern Era', in Sue Thomas and Clyde Wilcox (eds), *Women and Elective Office: Past, Present and Future*. Oxford: Oxford University Press.
- Cardenas Morales, Natividad (2011) *El Financiamiento Público de los Partidos Políticos Nacionales para el Desarrollo del Liderazgo Político de las Mujeres* [Public Financing of National Political Parties for the Development of Women's Political Leadership]. México, D.F.: Cuadernos de Divulgación de la Justicia Electoral.



- Carroll, Susan (1994) *Women as Candidates in American Politics*. Bloomington, IN: University of Indiana Press.
- Costa, Jay (2013) 'What's the Cost of a Seat in Congress?', available at <http://maplight.org/content/73190>
- Crespin, Michael H. and Deitz, Janna L. (2010) 'If You Can't Join 'Em, Beat 'Em: The Gender Gap in Individual Donations to Congressional Candidates', *Political Research Quarterly*, 63(3), pp. 581–93.
- Day, Christine and Hadle, Charles (2005) *Women's PACs, Abortion and Elections*. New Jersey: Prentice Hall.
- Dolez, Bernard and Laurent, Annie (2011) *How Did the French Political Parties 'Play' with the Gender Parity Law? The Socialist Party Case*. Paper presented at the 2011 Annual Meeting of the American Political Association, 1–4 September, Seattle, WA.
- DPKO, DFS, DPA (Forthcoming). *Joint Guidelines on Enhancing the Role of Women in Electoral Processes in Countries Emerging from Conflict or in Political Transition*. New York: United Nations.
- Economist, The* (2010) 'Brazil's Congress: Cleaning Up', 8 July.
- EMILY's List (2013) 'Women We Helped Elect', available at [http://emilyslist.org/who/women\\_we\\_helped\\_elect](http://emilyslist.org/who/women_we_helped_elect)
- Eto, Mikiko (2008) 'Vitalizing Democracy at the Grassroots: A Contribution of Post-war Women's Movements in Japan', *East Asia: An International Quarterly*, 25(2), pp. 115–43.
- Ferreira Rubio, Delia (2009) *Financiación Política y Género en América Latina y el Caribe* [Political Financing and Gender in Latin America and the Caribbean]. Paper presented at the UNIFEM, UNDP, AECID Encuentro de Mujeres Parlamentarias de América Latina y el Caribe, Madrid, 15–16 June.
- Ferris, Anne (MP, Ireland) (2013) Personal interview, March, New York.
- Francia, Peter, Green, John, Hernson, Paul, Powell, Lynda and Wilcox, Claude (2003) *The Financiers of Congressional Elections: Investors, Ideologues, and Intimates (Power, Conflict and Democracy: American Politics Into the 21<sup>st</sup> Century)*.

- 
- New York: Columbia University Press.
- Gaunder, Alisa (2011) 'WIN WIN's Struggles with the Institutional Transfer of the EMILY's List Model to Japan: The Role of Accountability and Policy', *Japanese Journal of Political Science*, 12(1), pp. 75–94.
- Government of Brazil (2009) Law No. 12,034.
- Huffington Post* (2010) 'Myanmar Parties Complain Election Fee Too High', 20 August, available at <http://www.huffingtonpost.com/huff-wires/20100830/as-myanmar-election/>
- Independent Electoral Commission of Afghanistan (IECA) (2010) *Electoral Campaign Period*, available at [http://www.iec.org.af/pdf/wsfactsheets/fs\\_campaign\\_period.pdf](http://www.iec.org.af/pdf/wsfactsheets/fs_campaign_period.pdf), accessed August 2013.
- International IDEA (2013) Political Finance Database, available at <http://www.idea.int/political-finance/index.cfm>
- Inter-Parliamentary Union (IPU) (2010) 'Women in National Parliaments', available at <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>, accessed August 2013.
- Jakobsen, Carolyn (2004) *Re-personalizing the Body Politic: EMILY's List and the Australian Labor Party*. Paper presented at the Australasian Political Studies Association Conference, Adelaide University, 29 September–1 October.
- Krook, Mona Lena (2013) *Gender and Elections: Temporary Special Measures beyond Quotas*. Commissioned by the Electoral Affairs Division of the United Nations Department of Political Affairs.
- Llanos, Beatriz (2011) *Unseeing Eyes: Media Coverage and Gender in Latin American Elections*. Stockholm and New York: International IDEA and UN Women.
- Llanos, Beatriz (2012) *Igualdad: ¿Para Cuándo? Género y Elecciones Peruanas 2010–2011* [Equality: When? Gender and the Peruvian Elections 2010–2011]. Stockholm: International IDEA.
- Llanos, Beatriz and Sample, Kristen (2008) *From Words to Action: Best Practices for Women's Participation in Latin American Political Parties*. Stockholm: International IDEA.
- Manning, Jennifer and Shogan, Colleen (2012) *Women in the United States Congress*:

- 1917–2012. Washington, D.C.: Congressional Research Service.
- McCollom, Susanna, Haffert, Kristin and Kozma, Alyson (2008) *Assessing Women's Political Party Programs: Best Practices and Recommendations*. Washington, D.C.: National Democratic Institute.
- McLean, J. E. (2003) 'Campaign Strategy', in S. Carroll (ed.), *Women and American Politics: New Questions, New Directions*. Oxford: Oxford University Press.
- Mikulski, Barbara (2011) 'Mikulski Remarks on Women in Leadership with EMILY's List', available at <http://www.mikulski.senate.gov/media/speeches/5-12-2011.cfm>
- Minnesota Campaign Finance and Public Disclosure Board (MCFPDB) (2005) *Campaign Expenditure and Non-Campaign Disbursement Issues*, available at [http://www.cfboard.state.mn.us/issues/pend\\_disburse.pdf](http://www.cfboard.state.mn.us/issues/pend_disburse.pdf)
- Ngozo, Claire (2010) 'Malawi: Women Candidates Hard Hit by Election Postponement', Inter Press Service, 26 August.
- Nwanko, Oby (2011) 'Women & 2011 Elections in Nigeria', Heinrich Böll Stiftung, 13 April, available at <http://www.ng.boell.org/web/gender-231.html>
- Ohman, Magnus (2013) *Political Finance Regulations Around the World*. Stockholm: International IDEA.
- Ohman, Magnus and Zainulbhai, Hani (2009) *Political Finance Regulation: The Global Experience*. Washington, D.C.: International Foundation for Electoral Systems.
- Organization for Security and Co-operation in Europe and Office for Democratic Institutions and Human Rights (OSCE/ODIHR) (2011) *Comments on the Law on Political Party Financing of Bosnia and Herzegovina*.
- Organization for Security and Co-operation in Europe and Office for Democratic Institutions and Human Rights (OSCE/ODIHR) (2013) *International Election Observation Report: Albania*.
- Partido Acción Ciudadana (2010) *Estatuto del Partido Acción Ciudadana* [Statute of the Citizen's Action Party], available at <http://www.tse.go.cr/pdf/normativa/estatutos/accionciudadana.pdf>

- 
- Pires, Milena (2002) 'East Timor and the Debate on Quotas', in *The Implementation of Quotas: Asian Experiences*. Stockholm: International IDEA, pp. 36–9.
- Sawer, Marian (2004) *When Women Support Women: EMILY's List and the Substantive Representation of Women in Australia*. Paper presented at the Australasian Political Studies Association Conference, Adelaide University, 29 September–1 October 2004.
- Shvedova, Nadezhda (2005) 'Obstacles to Women's Participation in Parliament', in Julie Ballington and Azza Karam (eds), *Women in Parliament: Beyond Numbers*. Stockholm: International IDEA.
- Standards in Public Office Commission (SIPO) (2012) 'Exchequer Funding Received by Political Parties for 2012,' available at <http://www.sipo.gov.ie/en/reports/state-financing/expenditure-of-state-funding/2012-exchequer-funding-received-by-political-parties/>, accessed August 2013.
- Thompson, Nick (2012) 'International Campaign Finance: How Do Countries Compare?', CNN, available at <http://www.cnn.com/2012/01/24/world/global-campaign-finance/>, accessed November 2013.
- Trent, Judith, Friedenberg, Robert and Denton, Robert Jr (2011) *Political Campaign Communication: Principles and Practices*. Lanham, MD: Rowman & Littlefield.
- United Nations (UN) (1979) Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women.
- United Nations (2013) *Joint Guidelines on Enhancing the Role of Women in Electoral Processes in Countries Emerging from Conflict or in Political Transition*.
- UN Development Programme (UNDP) and UN Women (2013) BRIDGE Gender and Elections Workshop, Session on Political Finance, 13 February, Belize City.
- WISH List (2013) 'FAQs about the WISH List', available at <http://www.thewishlist.org/FAQs.htm>
- Women's Environment and Development Organization (WEDO) (2007) *Women Candidates and Campaign Finance*. New York: WEDO, available at <http://www.wedo.org/library/women-candidates-and-campaign-finance-december-2007>

注

- 1 Ballington and Karam 2005.
- 2 UN 1979 第 7 条。
- 3 Ballington 2008.
- 4 国連女性機関は、2013 年 3 月ニューヨークにおける第 57 回国連女性の地位委員会の間に、政治における女性に関する国際情報ネットワーク (iKNOW Politics network) <http://www.iknowpolitics.org> の構成員とともに、国会議員および活動家の調査を行った。合計 70 名の回答者が政治資金の問題についての見解を寄せた。
- 5 Shvedova 2005, p. 33.
- 6 前掲、p. 40.
- 7 前掲、p. 42.
- 8 <http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/Worldswomen/Executive%20summary.htm>, 参照。
- 9 <http://www.un.org/millenniumgoals/poverty.shtml>, 参照。2013 年 8 月閲覧。
- 10 Ballington 2011, p. 27.
- 11 <http://iknowpolitics.org/en/comment/7709#comment-7709>, 参照。2013 年 8 月閲覧。
- 12 Ballington 2003, p. 164.
- 13 iKNOW Politics のセシリア・チャザマ (Cecilia Chazama) 氏 (マラウイ) への個人インタビュー。
- 14 <http://www.opensecrets.org/pres08/summary.php?cid=N000000019&cycle=2008>, 参照。2013 年 8 月閲覧。
- 15 Ballington 2011, p. 27.
- 16 前掲。
- 17 Ballington 2003, p. 160.
- 18 Ferreira Rubio 2009.
- 19 前掲。
- 20 Thompson 2012.21 Bryan and Baer 2005.

- 
- 22 Carroll 1994.
  - 23 IPU 2010.
  - 24 Day and Hadle 2005.
  - 25 Ballington 2011, p. 27.
  - 26 2013 年 3 月 6 日、ニューヨークでのアン・フェリス (Anne Ferris) への個人インタビュー。
  - 27 Ballington 2011, p. 27.
  - 28 Ohman 2013, p. 20.
  - 29 前掲、p. 11.
  - 30 Ohman and Zainulbhai 2009, pp. 88–9.
  - 31 アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、エチオピア、フィンランド、フランス、グルジア、ハイチ、ホンジュラス、アイルランド、イタリア、ケニア、大韓民国、マリ、メキシコ、モロッコ、ニジェール、パナマ、パプアニューギニア、ポルトガル、ルーマニア、トーゴ。
  - 32 Ohman 2013, p. 33.
  - 33 前掲、p. 34.
  - 34 Ohman 2013, p. 36 も参照。
  - 35 Burrell 1996, 1998.
  - 36 Ballington 2003, p. 164.
  - 37 ミネソタ州選挙運動および情報公開委員会 (Minnesota Campaign and Public Disclosure Board) 2005.
  - 38 <http://iknowpolitics.org/es/comment/7448#comment-7448> 参照。
  - 39 Baker 2006, pp. 18–23.
  - 40 Ohman 2013, p. 17.
  - 41 The Economist (エコノミスト誌) 2010.
  - 42 IPU 2010.
  - 43 UNDP and UN Women 2013.
  - 44 Llanos 2011.

- 45 Pires 2002, p. 36.
- 46 Government of Brazil 2009, 第2条。
- 47 IECA 2010.
- 48 Krook 2013, pp. 9–10.
- 49 バーバラ・リー・ファミリー財団 (Barbara Lee Family Foundation) 2012.
- 50 Ngozo 2010.
- 51 DPKO, DFS, DPA (Forthcoming).
- 52 WEDO 2007.
- 53 <http://iknowpolitics.org/es/comment/7688#comment-7688> 参照。
- 54 Ohman 2013, p. 4.
- 55 前掲, p. 24.
- 56 前掲, p. 23.
- 57 Ohman 2013, p. 24.
- 58 アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、エチオピア、フィンランド、フランス、グルジア、ハイチ、ホンジュラス、アイルランド、イタリア、ケニア、大韓民国、マリ、メキシコ、モロッコ、ニジェール、パナマ、パプアニューギニア、ポルトガル、ルーマニア、トーゴ。59 <http://www.quotaproject.org> 参照。
- 60 2013年7月、グルジア中央選挙委員会委員長、ズラブ・カラティシュビリ (Zurab Kharatishvili) との電子メールによる。
- 61 Ohman 2013.
- 62 Dolez and Laurent 2011.
- 63 本ハンドブックにおいては、各国通貨での金額に国際ドル (I\$) を併記している。国際ドルとは、購買力平価を考慮した仮想通貨であり、それゆえ国際比較に適している。購買力平価が (比較の基準値として使用される) アメリカ合衆国と大幅に異なる国では、国際ドルの為替レートは、名目為替レートとは大幅に異なる場合がある。(定義上国際ドルと同じ金額になる) 米ドル、あるいは原通貨が不明

- である場合、およびユーロなどの副次的通貨を代わりに用いている場合は、換算は行わない。さらなる詳細については、付録Vを参照。
- 64 OSCE/ODIHR 2013.
  - 65 International IDEA による政治資金データベース。
  - 66 OSCE/ODIHR 2011.
  - 67 ルーマニア国会、法律第 334/2006 号（2006 年）。
  - 68 ハイチ選挙法、第 129 条。
  - 69 ハイチ選挙法、第 129 条。
  - 70 International IDEA による政治資金データベース。
  - 71 ブラジル、コロンビア、コスタリカ、フィンランド、ハイチ、ホンジュラス、アイルランド、イタリア、大韓民国、メキシコ、モロッコ、パナマ、トーゴ。
  - 72 英語圏の確立された民主主義における実施状況の詳細については、第 8 章を参照。
  - 73 SIPO 2012.
  - 74 Ballington 2011, p. 30.
  - 75 法律第 8765 号、第 52p 条。
  - 76 Partido Accion Ciudadana 2010 .
  - 77 Llanos and Sample 2008, p. 41.
  - 78 Cardenas Morales 2011.
  - 79 Ballington 2011, p. 17.
  - 80 Huffington Post（ハフィントンポスト）2010.
  - 81 Bangura 2012.
  - 82 Ballington 2003, p. 163.
  - 83 MCFPDB 2005.
  - 84 International IDEA による政治資金データベース。
  - 85 Ballington 2011, p. 28.
  - 86 Ferris 2013.
  - 87 Ballington 2011, p. 29.
  - 88 Llanos and Sample 2008.



- 89 前掲。
- 90 Bryan and Baer 2005, p. 10.
- 91 <http://iknowpolitics.org/en/comment/7432#comment-7432>, 参照。2013 年 8 月閲覧。
- 92 Nwanko 2011.
- 93 Ballington 2003, p. 161.
- 94 前掲。
- 95 この記事の情報はケイトリン・ホッピング (Caitlin Hopping) によって提供された。
- 96 Burrell 1998.
- 97 Burrell 1996, p. 124.
- 98 Mikulski 2011.
- 99 McLean 2003.
- 100 Costa 2013.
- 101 Alexander and Corrado 1995, p. 212.
- 102 Trent, Friedenbergr and Denton 2001, p. 11. 2012 年の順位については <http://www.fec.gov/press/summaries/2012/PAC/6mnrh/4pactop50disburse6mos11.pdf> も参照。
- 103 EMILY's List 2013.
- 104 Crespin and Deitz 2010.
- 105 WISH List 2013.
- 106 Crespin and Deitz 2010.
- 107 Francia et al. 2003, p. 38.
- 108 Manning and Shogan 2012.
- 109 Sawyer 2004.
- 110 Jakobsen 2004, p. 10.
- 111 <http://trove.nla.gov.au/people/734078?c=people> 参照。2013 年 8 月閲覧。
- 112 <http://www.wedo.org/library/chief-bisi-ogunleye-the-country-women-per-centE2-per-cent80-per-cent99s-association-of-nigeria-cowan> 参照。2013 年 8 月閲覧。

- 
- 113 McCollom, Haffert and Kozma 2008.
- 114 <http://iknowpolitics.org/es/comment/7878#comment-7878> 参照。2013年8月閲覧。
- 115 Krook 2013.
- 116 前掲。
- 117 前掲。
- 118 McCollom, Haffert and Kozma 2008.
- 119 <http://iknowpolitics.org/fr/comment/7670#comment-7670> 参照。2013年8月閲覧。
- 120 Eto 2008.
- 121 Gaunder 2011.
- 122 前掲。
- 123 Ballington 2003, p. 165.
- 124 Krook 2013, p. 22.

#### 訳者注

- i 2016年2月時点での世界における女性の国会議員平均は22.6%である。(出典：列国議会同盟 [Inter-Parliamentary Union] <http://www.ipu.org/wmn-e/world.htm>)
- ii 政治活動委員会 (PAC) とは、米国の選挙において活動する政治団体である。アメリカでは企業団体献金が禁止されているため、政治活動委員会を創設し、企業の役員などが大口の個人献金をする場合の受け皿としても活用されている。





## 男女平等に向けた政治資金調達

2016年3月31日発行

---

発行人 笹川平和財団

〒105-8524

東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル

Tel: 03-5157-5430 Fax: 03-5157-5420

URL: <https://www.spf.org/>

Copyright ©2016 The Sasakawa Peace Foundation, Printed in Japan

ISBN: 978-4-904486-52-8

プロジェクトチーム：堀場明子、新井里彩、植田晃博

翻訳：(株) クリムゾン・インターナショナル、新井里彩

編集：堀場明子、新井里彩、植田晃博

校正・印刷・表紙デザイン：株式会社アーバン・コネクションズ

---

本書は、民主主義・選挙支援国際研究所（International IDEA）の出版物（Funding of Political Parties and Election Campaigns: A Handbook on Political Finance (2014, ISBN 978-91-87729-24-9)）から論文を抜き出し、翻訳・編集したものです。民主主義・選挙支援国際研究所（International IDEA）は、翻訳の正確さを、保証するものではありません。疑念が生じた場合には、民主主義・選挙支援国際研究所（International IDEA）の原文（英語）が尊重されます。本稿は、公益財団法人笹川平和財団（〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル）が、翻訳したものです。

This is a direct translation and adaptation of extracts from the International IDEA publication Funding of Political Parties and Election Campaigns: A Handbook on Political Finance (2014, ISBN 978-91-87729-24-9). International IDEA has not verified the accuracy of the translated text. In case of doubt, the original English version prevails. This translation was undertaken by the Sasakawa Peace Foundation: The Sasakawa Peace Foundation Bldg. 1-15-16 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-8524, Japan.

<IDEA Copyright>

*Funding of Political Parties and Electoral Campaigns: A Handbook on Political Finance* (2014), 'Chapter 9: Women in Politics: Financing for Gender Equality' by Julie Ballington and Muriel Kahane (International Institute for Democracy and Electoral Assistance, Stockholm, Sweden). Copyright ©2014 International Institute for Democracy and Electoral Assistance.



**The International Institute for  
Democracy and Electoral  
Assistance (International IDEA)** is

an intergovernmental organization that supports sustainable democracy worldwide. International IDEA's mission is to support sustainable democratic change by providing comparative knowledge, and assisting in democratic reform, and influencing policies and politics.

**民主主義・選挙支援国際研究所(International IDEA)**

は、持続可能な民主主義を世界中に普及することを任務とした唯一の国際機関です。IDEAは、各国の知見の共有や、民主化に向けた改革の援助、そして政治や政策へ影響を与えることで、持続可能な民主化を支援しています。

- Address: Strömsborg, SE-103 34 Stockholm, Sweden
- Tel: +46 8 698 37 00 ■Fax: +46 8 20 24 22
- Website: [www.idea.int](http://www.idea.int)
- 住所: Strömsborg, SE-103 34 Stockholm, Sweden
- 電話: +46 8 698 37 00 ■Fax: +46 8 20 24 22
- ウェブサイト: [www.idea.int](http://www.idea.int)

**SPF 笹川平和財団**

**The Sasakawa Peace Foundation (SPF)** tackles with emerging changes in today's natural and social environment and seeks for wholesome and sustainable development of the increasingly complex and diversifying human society. It promotes research & development, international cooperation & exchanges and policy proposals by applying unconventional ideas and approaches taking advantage of a private foundation. It also contributes to the development of the welfare of human kind by creating a new governance system on land and at sea around the globe.

**笹川平和財団(SPF)**は、顕在化した地球上の自然的・社会的環境の変化に対応するとともに、複層的・複雑化が進展する人間社会が健全で持続可能な発展を図るため、民間の自由な発想と手法により、調査研究活動、政策提言、国際的な連携・交流等を推進するほか、海と陸からなる地球上の人間社会の新しい統治システムの形成を図ることで、人類の福祉と人間社会の健全な発展に貢献します。

- Address: The Sasakawa Peace Foundation Bldg. 1-15-16 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-8524, Japan
- Tel: +81-3-5157-5430 ■Fax: +81-3-5157-5420
- Website: <https://www.spf.org/e/>
- 住所: 〒105-8524 東京都港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル
- 電話: 03-5157-5430 ■Fax: 03-5157-5420
- ウェブサイト: <https://www.spf.org/e/>